

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画の期間	3
第2章 障がいのある人を取り巻く状況	4
第1節 人口・世帯の状況	4
1. 人口構成の状況	4
2. 世帯構成の状況	5
第2節 障害者手帳所持者などの状況	6
1. 障害者手帳所持者の状況	6
2. 身体障がいのある人の状況	7
3. 知的障がいのある人の状況	9
4. 精神障がいのある人の状況	10
5. 難病患者の状況	11
第3節 第4次嬉野市障がい者福祉計画に係るアンケート調査	12
1. 実施概要	12
2. 回収結果	12
第4節 第4次嬉野市障がい者福祉計画策定に係る団体ヒアリング調査	25
1. 調査目的	25
2. 課題把握調査の方法	25
3. 調査結果の抜粋	25
第3章 計画の基本的な考え方	29
第1節 基本理念	29
第2節 基本目標	30
1. 誰もが安心して地域で暮らし続けられるまち	30
2. 誰もが地域社会に参加でき、自己実現できるまち	30
3. 互いに助け合い、支えあえるまち	30
4. 多様性が尊重され個々の尊厳が守られるまち	30
5. 施策の体系	31
第4章 施策の展開	32
基本目標1 誰もが安心して地域で暮らし続けられるまち	32
施策の柱 (1) 保健・医療・福祉サービスの充実	32
施策の柱 (2) 生活支援のための基盤づくり	35
施策の柱 (3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	38
基本目標2 誰もが地域社会に参加でき、自己実現できるまち	40
施策の柱 (1) 雇用と就労の充実	40
施策の柱 (2) 療育と教育の充実	42
施策の柱 (3) 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実	45
施策の柱 (4) 生活環境の整備	48
基本目標3 互いに助け合い、支えあえるまち	50
施策の柱 (1) 共生社会の実現に向けた取組の推進	50
施策の柱 (2) 安全・安心対策の推進	52

基本目標 4 多様性が尊重され個々の尊厳が守られるまち	54
施策の柱 （１）理解の促進と差別解消の推進	54
施策の柱 （２）人権や権利を擁護するための仕組みづくり	56
第 5 章 計画の推進のために	58
第 1 節 庁内ならびに関係機関との連携強化	58
第 2 節 国や県、近隣市町との連携強化	58
第 3 節 さまざまな組織・団体との協働体制強化	58
第 4 節 広報・啓発活動の推進	58
第 5 節 進捗状況の管理	59
資料編	60
1. 嬉野市障がい者計画策定審議会条例	60
2. 嬉野市障がい者計画策定審議会委員名簿	62
3. 計画策定の経緯	63
4. 用語解説集	64

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

嬉野市（以下、本市）は、平成30年に「第3次嬉野市障がい者福祉計画」を策定し、基本理念である「障がいのある人もない人も 誰もが暮らしやすいまち」を目指し、障がい者施策を推進してきました。

国では「障害者権利条約」批准後初めての基本計画となる「障害者基本計画（第4次）」において、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を示しました。そして、第4次計画を引き継いで策定された「障害者基本計画（第5次）」では、次に掲げる社会の実現が目指されています。

- ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会
- ・「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals）の理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会
- ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会
- ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会

また、「障害者文化芸術推進法」、「読書バリアフリー法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、「障害者雇用促進法」が改正されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しています。

佐賀県では、「障害のあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」、「佐賀県手話言語と聞こえの共生社会づくり条例」が施行されました。そして「県民が、障がいのあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会」を目指して、「第5次佐賀県障害者プラン」を策定しています。

本市では、第3次嬉野市障がい者福祉計画の計画期間の満了と、国の制度改正や県の施策動向をはじめとした本市の障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、「第4次嬉野市障がい者福祉計画」（令和6年度～令和11年度）（以下、本計画）を策定し、本市における障がい者施策の一層の推進を図ります。

また、本計画では、原則として「障害」を「障がい」と表記することとします。ただし、法令・条例や制度の名称、施設・法人、団体などの固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記したほうが適切な場合などについては、「障害」と表記します。

◆近年の障がい者施策に関わる主な関連法令、計画策定の動向

年	国の主な法律・制度等	概要
平成 26 年	改正「精神保健福祉法」施行	保護者制度が廃止され、医療保護入院の要件が変更。また、病院の管理者に退院後生活環境相談員の設置等の義務が新たに追加
	「障害者権利条約」批准	「障害者権利条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託。平成 26 年 2 月 19 日より国内において効力を生じる
平成 27 年	「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）施行	原因がわからず、効果的な治療法がない難病の医療費助成の対象を拡大
平成 28 年	「障害者差別解消法」施行	障がいをも理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等の明記
	改正「障害者雇用促進法」施行	雇用の分野における差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供の義務化等、また、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に追加し、法定雇用率の引き上げ
	改正「発達障害者支援法」施行	障害者権利条約の批准を受け、「発達障害者の支援は、社会的障壁を除去することを目的とする」など、7つのポイントを規定
	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行	成年後見制度の基本理念を定め、利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
平成 30 年	改正「障害者総合支援法」一部施行	巡回訪問等による相談・助言等を行う「自立生活援助」を新設し、地域生活支援を強化 就業後の相談・助言等に応じる「就労定着支援」を新設し、就労支援を強化 障がい者の高齢化に対応するため、介護保険サービスへの移行にともなう費用負担の軽減措置を開始
	改正「児童福祉法」一部施行	障がい児へのサービス提供体制を構築するため、都道府県・市町村は新たに障害児福祉計画を策定 障がい児通所支援を利用するために外出することが困難な障がい児に、居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」を新設 医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進
	『障害者基本計画（第4次）』運用開始【計画期間：平成 30～令和 4 年度】	
平成 31年／ 令和 元年	障害者文化芸術推進計画策定 読書バリアフリー法施行	障がい者による文化芸術活動の幅広い促進 障がい者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援の強化 地域における障がい者の作品等の発表や交流の促進等による住みよい地域社会の実現
令和 2 年	【改正】障害者雇用促進法	障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） 特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給
令和 3 年	【改正】障害者差別解消法	事業者による合理的配慮の提供の義務化
令和 4 年	【改正】障害者総合支援法	障がい者等の地域生活の支援体制の充実 障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の総合的な推進 高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う（デジタル社会）

第2節 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める「市町村障害者計画」です。本計画では、障がいのある人の自立及び社会参加の支援などについての施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、求められる各施策の基本的な事項を示します。本計画は、国の「障害者基本計画」や「佐賀県障害者プラン」、また、嬉野市における上位計画である「嬉野市総合計画」との整合を図りつつ、「嬉野市地域福祉計画」や「嬉野市障がい福祉計画」をはじめとする福祉関連の計画、ならびに人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

「嬉野市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づくもので、障がい福祉サービスなどの確保に関し、また、「嬉野市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づくもので、障がい児福祉サービスなどの確保に関する実施計画であるのに対し、本計画は、障がいのある人のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画で、本市における障がい者施策の推進のための行動指針となります。

第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
総合計画	第2次総合計画					次期計画						
障がい者福祉計画	第3次		第4次						次期計画			
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第6期 第2期		第7期 第3期		第8期 第4期		第9期 第5期					

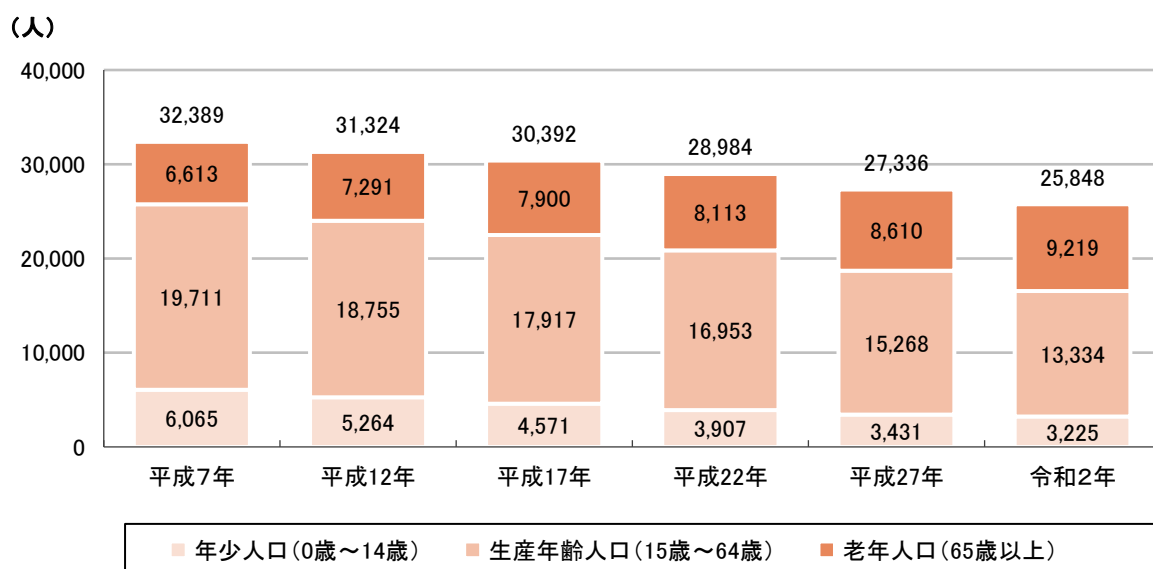
第2章 障がいのある人を取り巻く状況

第1節 人口・世帯の状況

1. 人口構成の状況

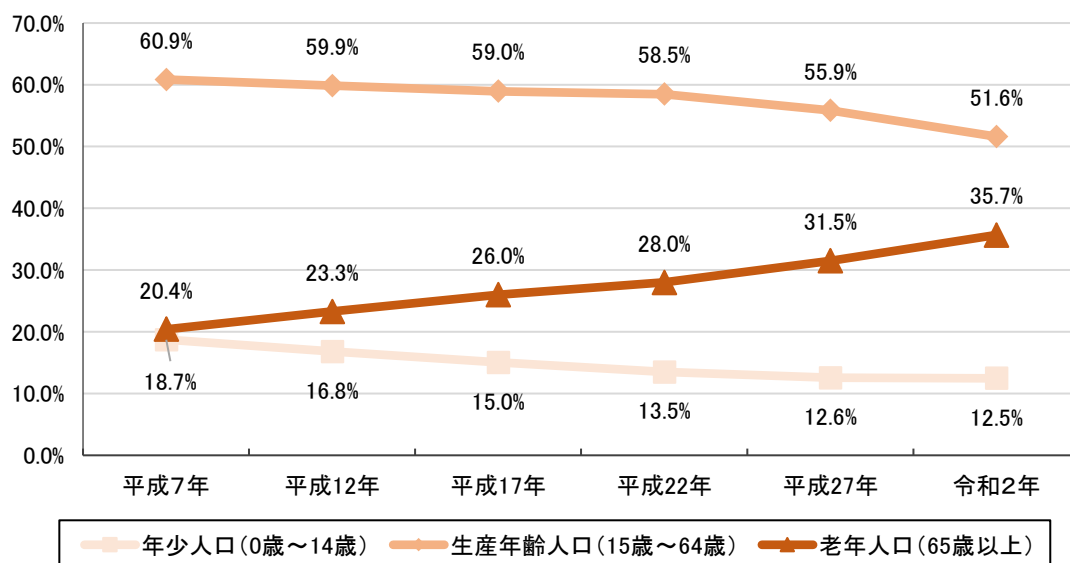
嬉野市の人口は、平成7年の32,389人から令和2年の25,848人と、減少傾向で推移しています。年齢3区分別人口では、年少人口、生産年齢人口が減少傾向で推移しているのに対し、老年人口は増加を続けており、少子高齢化が進行しています。

■人口の推移



資料：国勢調査

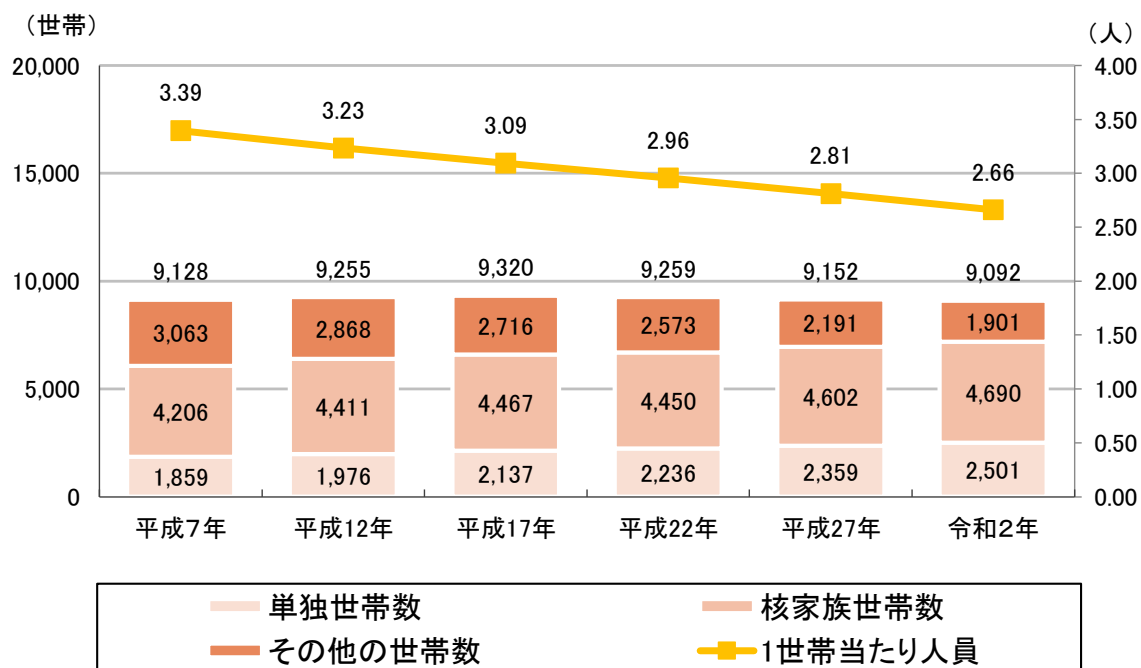
■年齢3区分別人口割合の推移



資料：国勢調査

2. 世帯構成の状況

一般世帯数は、平成7年から平成17年まで増加傾向で推移し、その後減少傾向に転じています。一方、単独世帯数及び核家族世帯数は、ともに年々増加傾向で推移し、令和2年には、単独世帯数が2,501世帯、核家族世帯数が4,690世帯となっています。1世帯当たり人員は減少し、世帯規模の縮小が進んでいます。



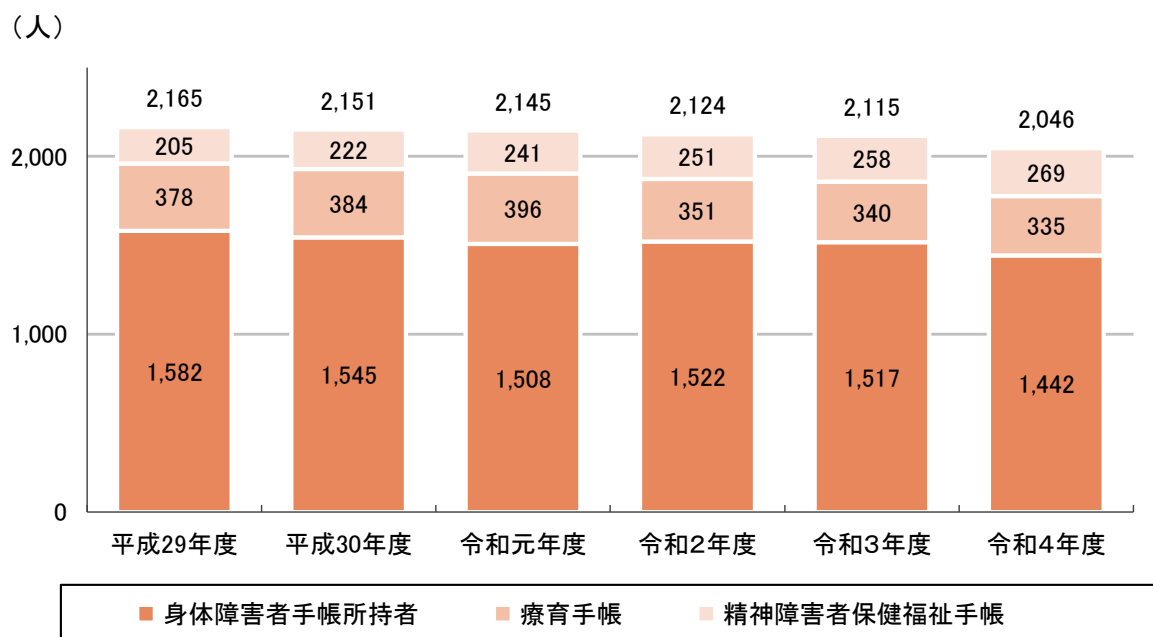
資料：国勢調査

第2節 障害者手帳所持者などの状況

1. 障害者手帳所持者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、令和4年度で2,046人となっており、総人口24,912人※に占める割合は、8.2%となっています。

身体障害者手帳所持者数及び療育手帳所持者数は減少傾向ですが、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。



資料：福祉課（各年3月31日）

※資料：市民課（令和5年3月31日）

2. 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳の所持者数は、平成 29 年度の 1,582 人と令和 4 年度の 1,442 人を比較すると 140 人減少しています。

年代別でみると、身体障害者手帳所持者の多くが 65 歳以上で、令和 4 年度では、65 歳以上の身体障害者手帳所持者が 1,164 人となっており、全体の 80.7%を占めています。

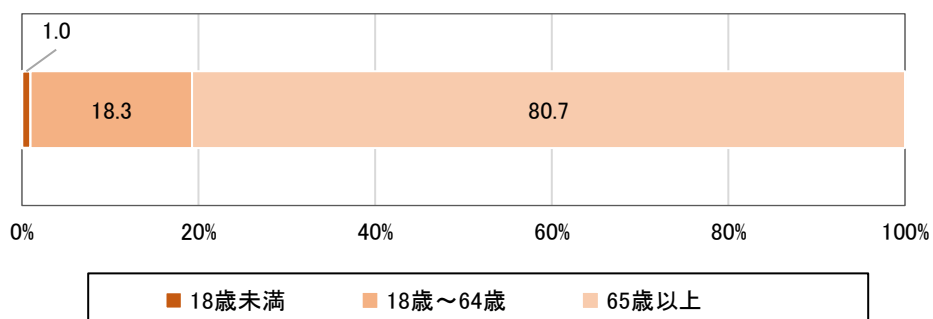
障がい種別でみると、肢体不自由のある人が最も多く、令和 4 年度では 781 人と、全体の 54.2%を占めています。

単位：人

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
年代別	合計	1,582	1,545	1,508	1,522	1,517	1,442
	18 歳未満	18	17	16	16	15	14
	18 歳～64 歳	338	340	313	284	272	264
	65 歳以上	1,226	1,188	1,179	1,222	1,230	1,164
障がい程度別	1 級	451	420	391	394	390	364
	2 級	210	211	211	209	208	200
	3 級	255	249	253	253	252	231
	4 級	389	392	379	386	386	371
	5 級	177	172	176	176	180	176
	6 級	100	101	98	104	101	100
障がい種別	視覚障がい	109	109	107	108	107	102
	聴覚・平衡機能障害	103	101	95	96	96	96
	音声・言語・そしゃく機能障がい	12	14	13	13	12	12
	肢体不自由	893	865	844	834	823	781
	内部障がい	465	456	449	471	479	451

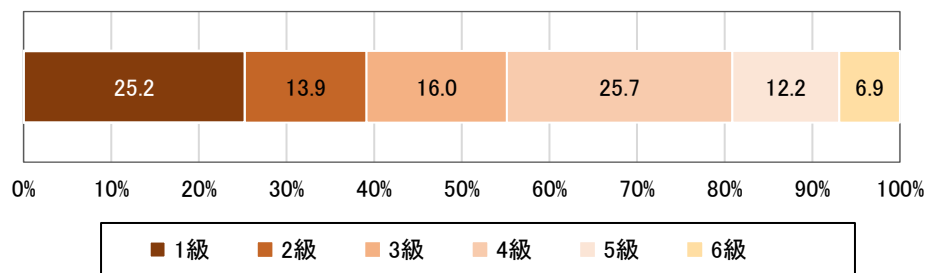
資料：福祉課（各年 3 月 31 日）

■年代別の割合（令和 4 年度）



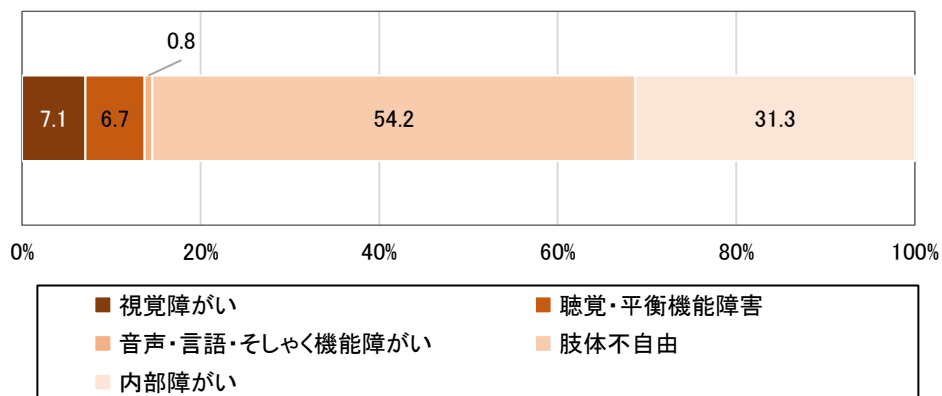
資料：福祉課

■障がい程度別の割合（令和4年度）



資料：福祉課

■障がい種別の割合（令和4年度）



資料：福祉課

3. 知的障がいのある人の状況

療育手帳の所持者数は、平成 29 年度の 378 人と令和 4 年度の 335 人を比較すると 43 人減少しています。

年代別でみると、療育手帳所持者の多くが 18 歳～64 歳で、令和 4 年度では、18 歳～64 歳の療育手帳所持者が 232 人で、全体の 69.3%を占めました。

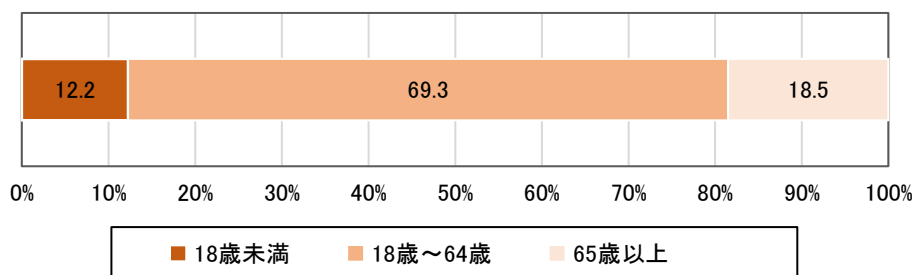
障がい程度別でみると、重度である療育手帳 A の所持者のほうが、中・軽度の B よりも少なく、令和 4 年度では、療育手帳 A の所持者が 121 人で、全体の 36.1%を占めています。

単位：人

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	合計	378	384	396	351	340	335
年代別	18 歳未満	51	50	53	46	47	41
	18 歳～64 歳	262	263	263	249	231	232
	65 歳以上	65	71	80	56	62	62
障がい 程度別	A（重度）	151	228	240	134	121	121
	B（軽度）	227	156	156	217	219	214

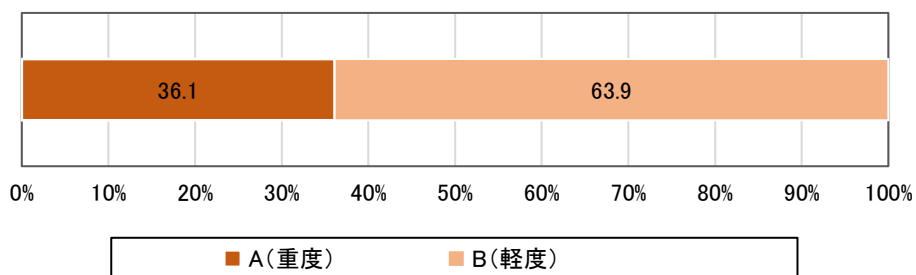
資料：福祉課（各年 3 月 31 日）

■年代別の割合（令和 4 年度）



資料：福祉課

■障がい程度別の割合（令和 4 年度）



資料：福祉課

4. 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、平成 29 年度の 205 人と令和 4 年度の 269 人を比較すると 64 人増えています。

年代別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者のほとんどが 20 歳～59 歳で、令和 4 年度では 169 人となっており、全体の 62.8%を占めています。

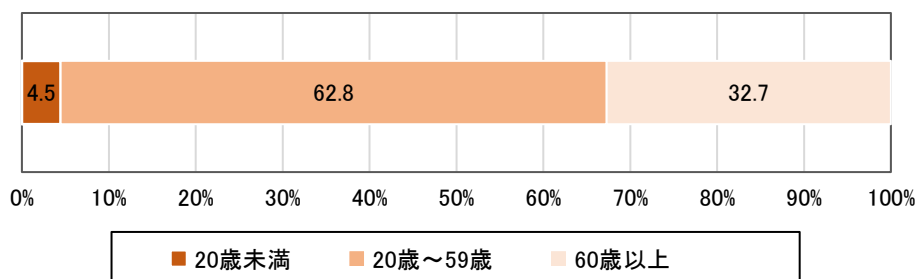
障がい程度別でみると、精神障害者保健福祉手帳所持者の多くが 2 級で、令和 4 年度では 196 人で、全体の 72.9%を占めました。

単位：人

区分		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	合計	205	222	241	251	258	269
年代別	20 歳未満	10	8	10	10	9	12
	20 歳～59 歳	128	139	156	156	159	169
	60 歳以上	67	75	75	85	90	88
障がい程度別	1 級	12	17	20	21	23	24
	2 級	153	162	174	180	186	196
	3 級	40	43	47	50	49	49

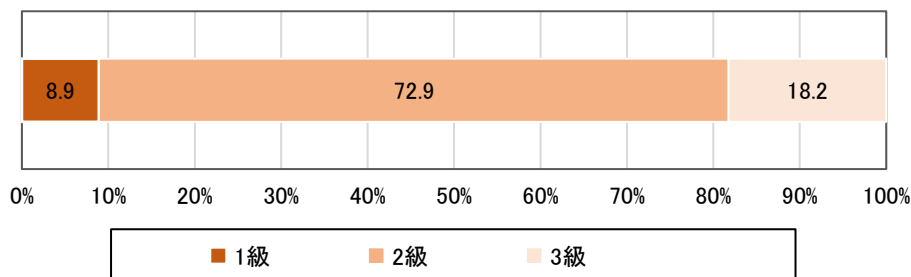
資料：福祉課（各年 3 月 31 日）

■年代別の割合（令和 4 年度）



資料：福祉課

■障がい程度別の割合（令和 4 年度）



資料：福祉課

自立支援医療受給者数は、令和2年度から令和3年度にかけて大きく増加していますが、それからは減少して、令和4年度では563人となっています。

単位：人

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
育成医療	9	7	6	8	9	7
更生医療	136	127	131	152	134	135
精神通院医療	405	390	396	445	419	421
自立支援医療受給者数	550	524	533	605	562	563

資料：福祉課（各年3月31日）

5. 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は、令和元年から令和2年にかけて大幅に増加しています。一方、小児慢性特定疾病医療受給者証所持者数は、50人前後で推移しています。

単位：人

区分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
特定医療費（指定難病） 受給者証所持者数	217	208	209	237	231	230
小児慢性特定疾病医療 受給者証所持者数	48	53	51	55	49	50

資料：佐賀県（各年3月31日）

第3節 第4次嬉野市障がい者福祉計画に係るアンケート調査

1. 実施概要

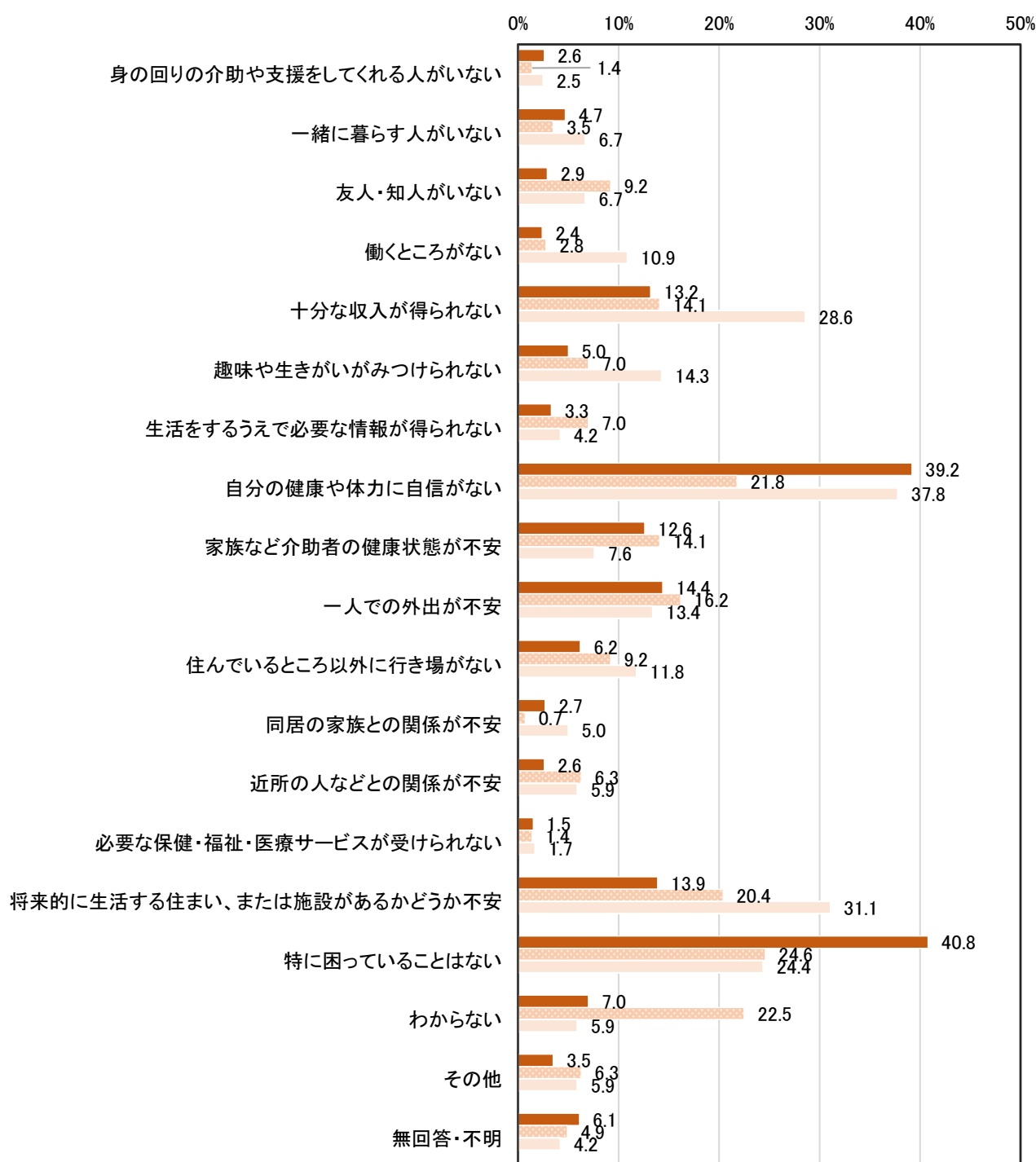
- 対象地域 : 嬉野市全域
- 対象者数 : 身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者
- 調査期間 : 令和5年1月11日～令和5年2月13日まで
- 調査方法 : 郵送調査法、WEB調査の併用

2. 回収結果

配布数	有効回収数	有効回答率
2,063 件	939 件 ・ 郵送による回答 : 906 件 ・ WEB による回答 : 33 件	45.5%

問 現在の生活で困っていることや不安なことはどのようなことですか。(主なもの3つに○)

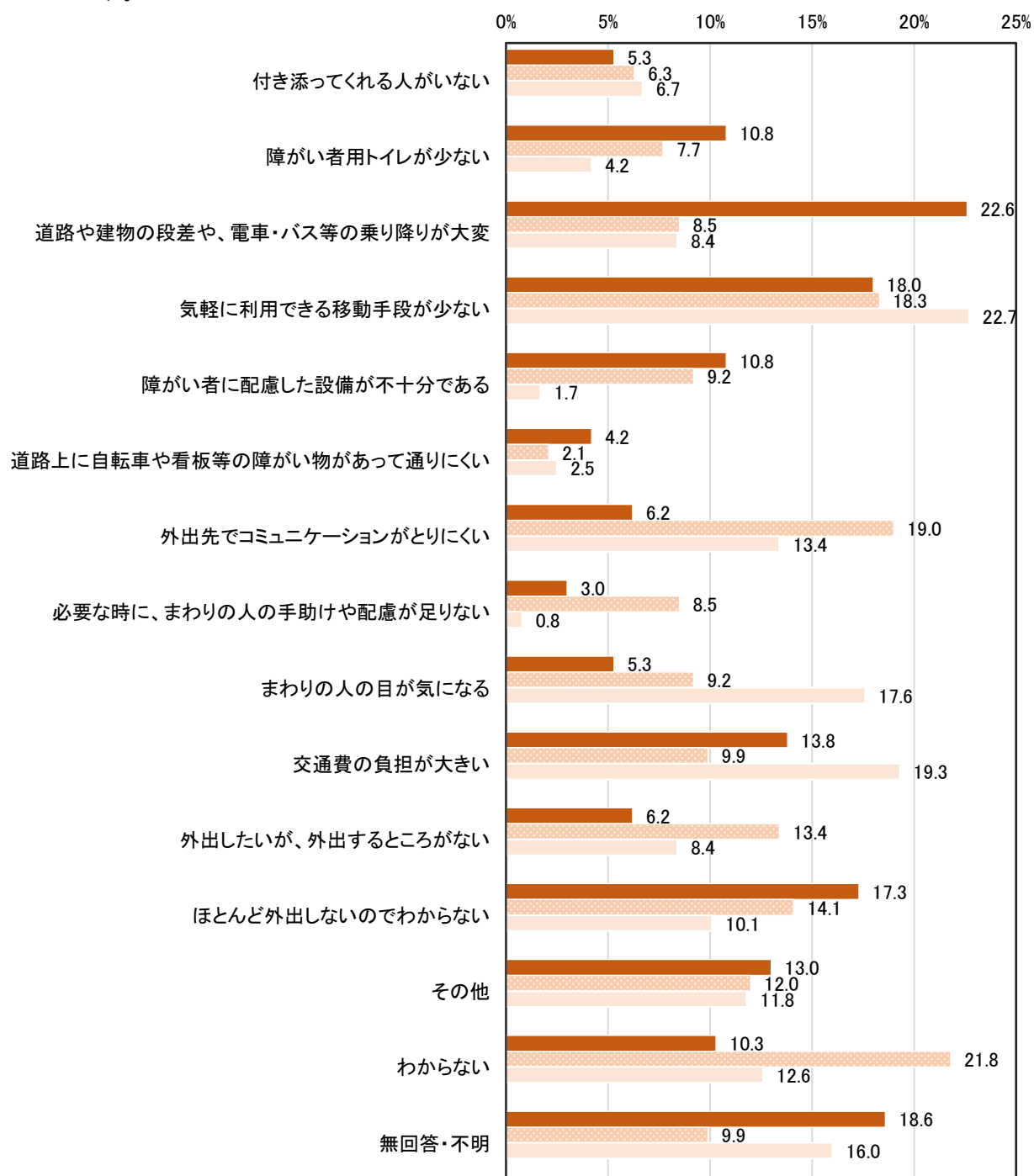
所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では、「特に困っていることはない」「自分の健康や体力に自信がない」が高くなっています。療育手帳では、「特に困っていることはない」「わからない」「自分の健康や体力に自信がない」が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、「自分の健康や体力に自信がない」「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」「十分な収入が得られない」が高くなっています。



■ 身体障害者手帳 (N=660) ■ 療育手帳 (N=142) ■ 精神障害者保健福祉手帳 (N=119)

問 外出に関して、どのようなことに不便や困難を感じる人が多いですか。(あてはまるものすべてに○)

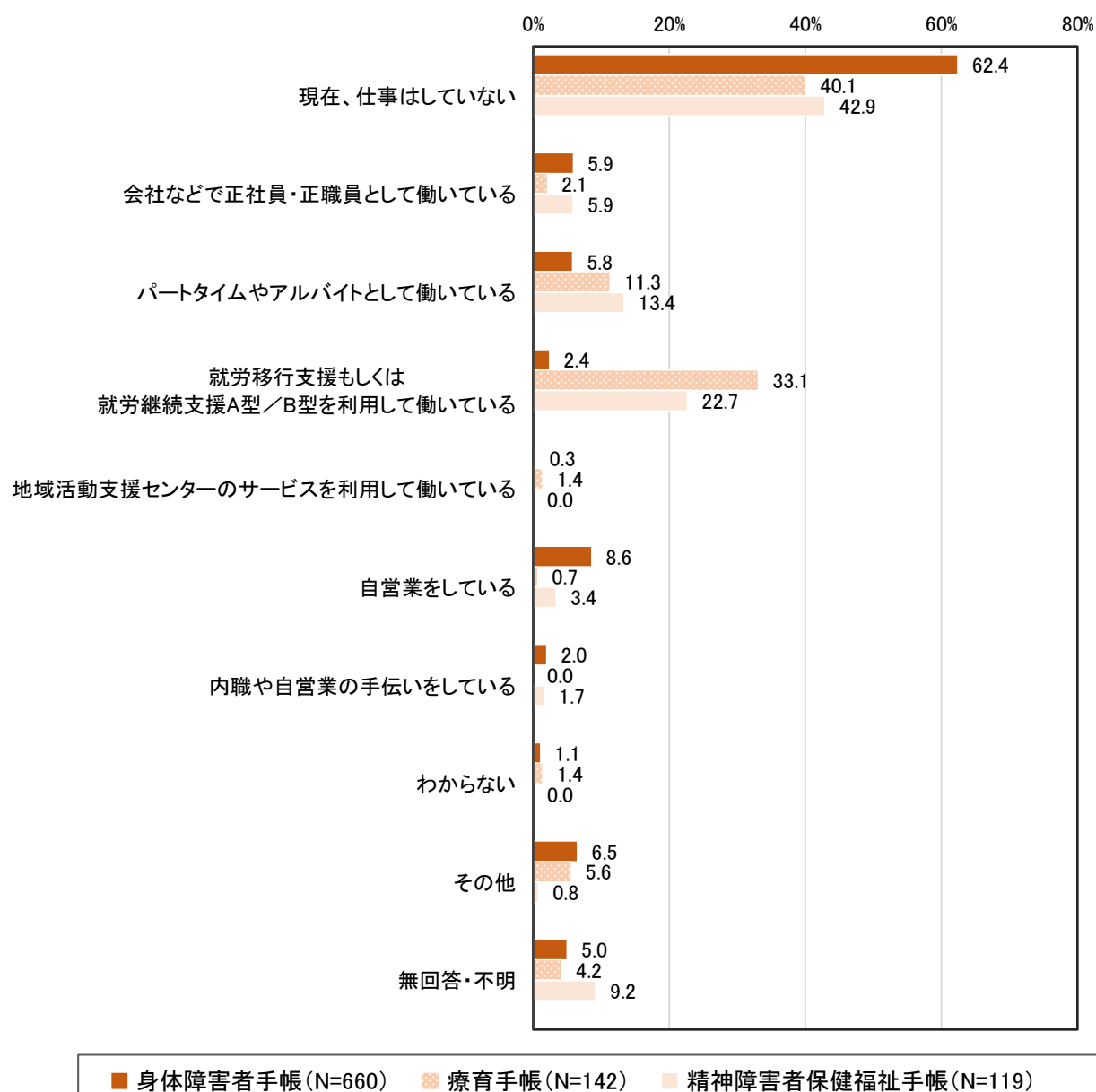
所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では、「道路や建物の段差や、電車・バス等の乗り降りが大変」「気軽に利用できる移動手段が少ない」「ほとんど外出しないのでわからない」の割合が高くなっています。療育手帳では、「わからない」「外出先でコミュニケーションがとりにくい」「気軽に利用できる移動手段が少ない」の割合が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、「気軽に利用できる移動手段が少ない」「交通費の負担が大きい」「まわりの人の目が気になる」の割合が高くなっています。



■ 身体障害者手帳 (N=660) ■ 療育手帳 (N=142) ■ 精神障害者保健福祉手帳 (N=119)

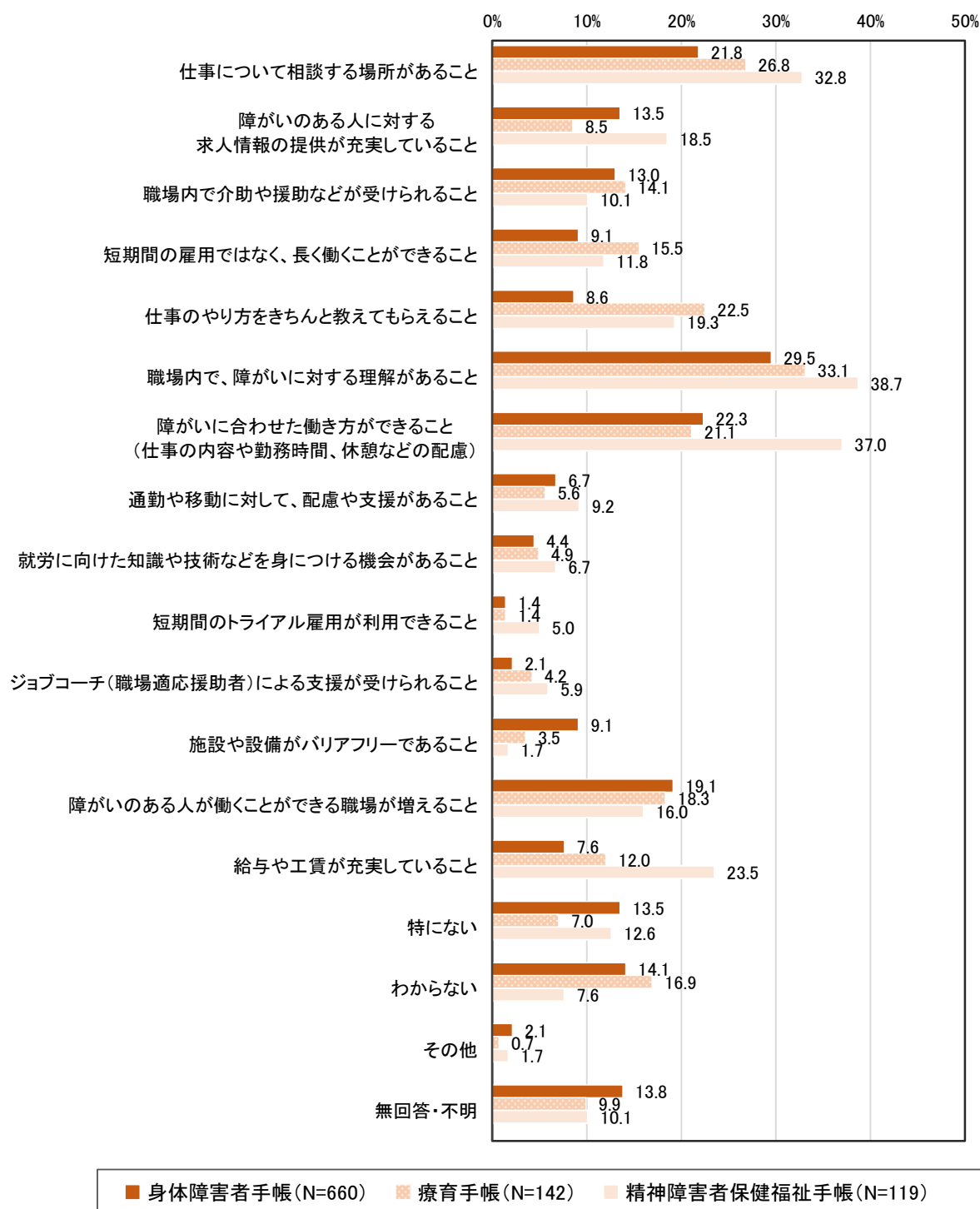
問 現在、あなたはどのような仕事をしていますか。（1つだけ○）

所持手帳種類別にみると、各手帳において「現在、仕事はしていない」が最も高くなっています。その他、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳では「就労移行支援もしくは就労継続支援 A 型／B 型を利用して働いている」が高くなっています。



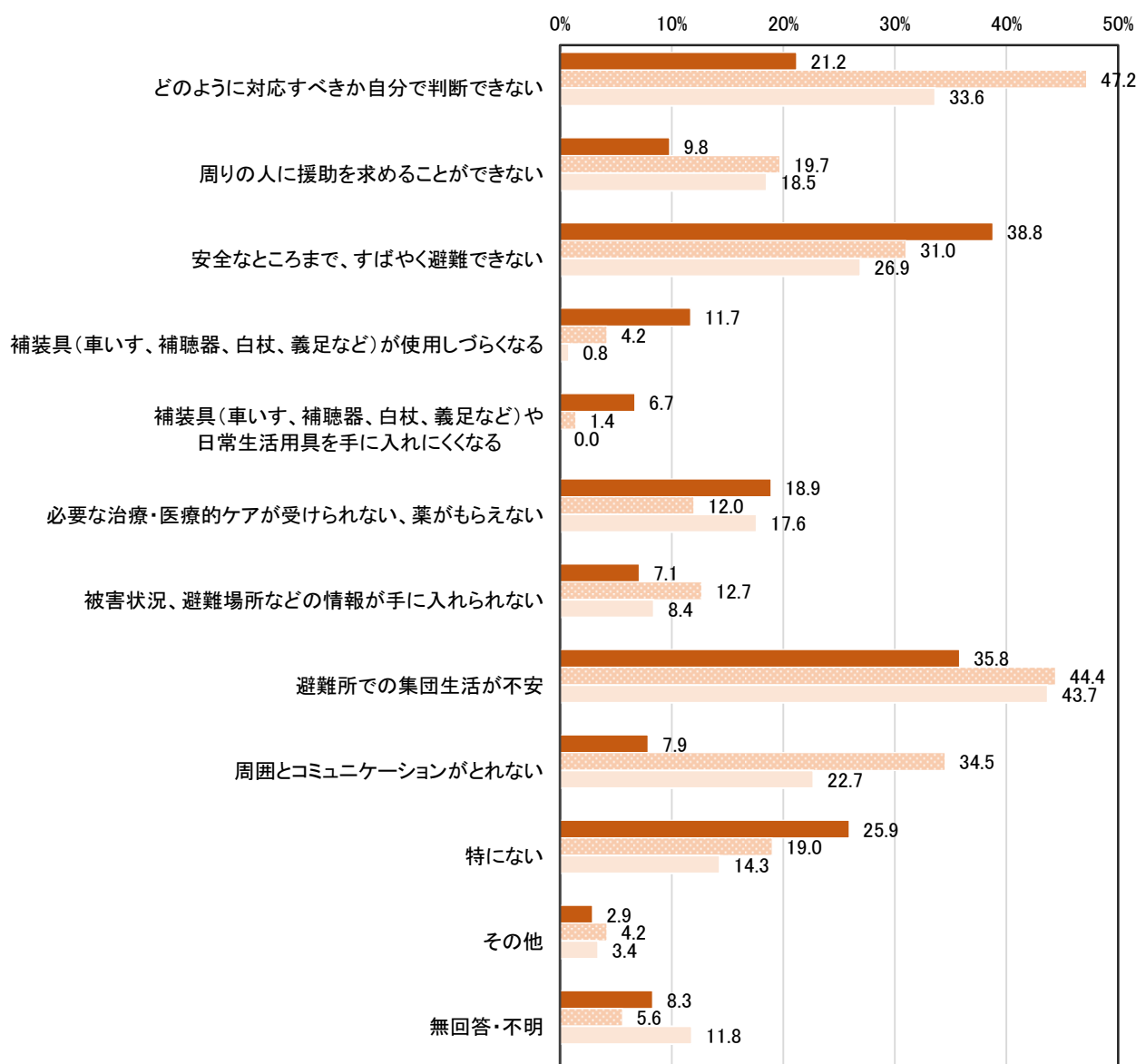
問 障がいのある人が働く場合、どのような配慮が必要だと思いますか。(主なもの3つに○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では、「職場内で、障がいに対する理解があること」「障がいに合わせて働き方ができること（仕事の内容や勤務時間、休憩などの配慮）」「仕事について相談する場所があること」が高くなっています。療育手帳では、「職場内で、障がいに対する理解があること」「仕事について相談する場所があること」「仕事のやり方をきちんと教えてもらえること」が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、「職場内で、障がいに対する理解があること」「障がいに合わせて働き方ができること（仕事の内容や勤務時間、休憩などの配慮）」「仕事について相談する場所があること」が高くなっています。



問 火事、台風や地震などが起こったとき、障がいがあることで困ること、心配なことはありますか。（あてはまるものすべてに○）

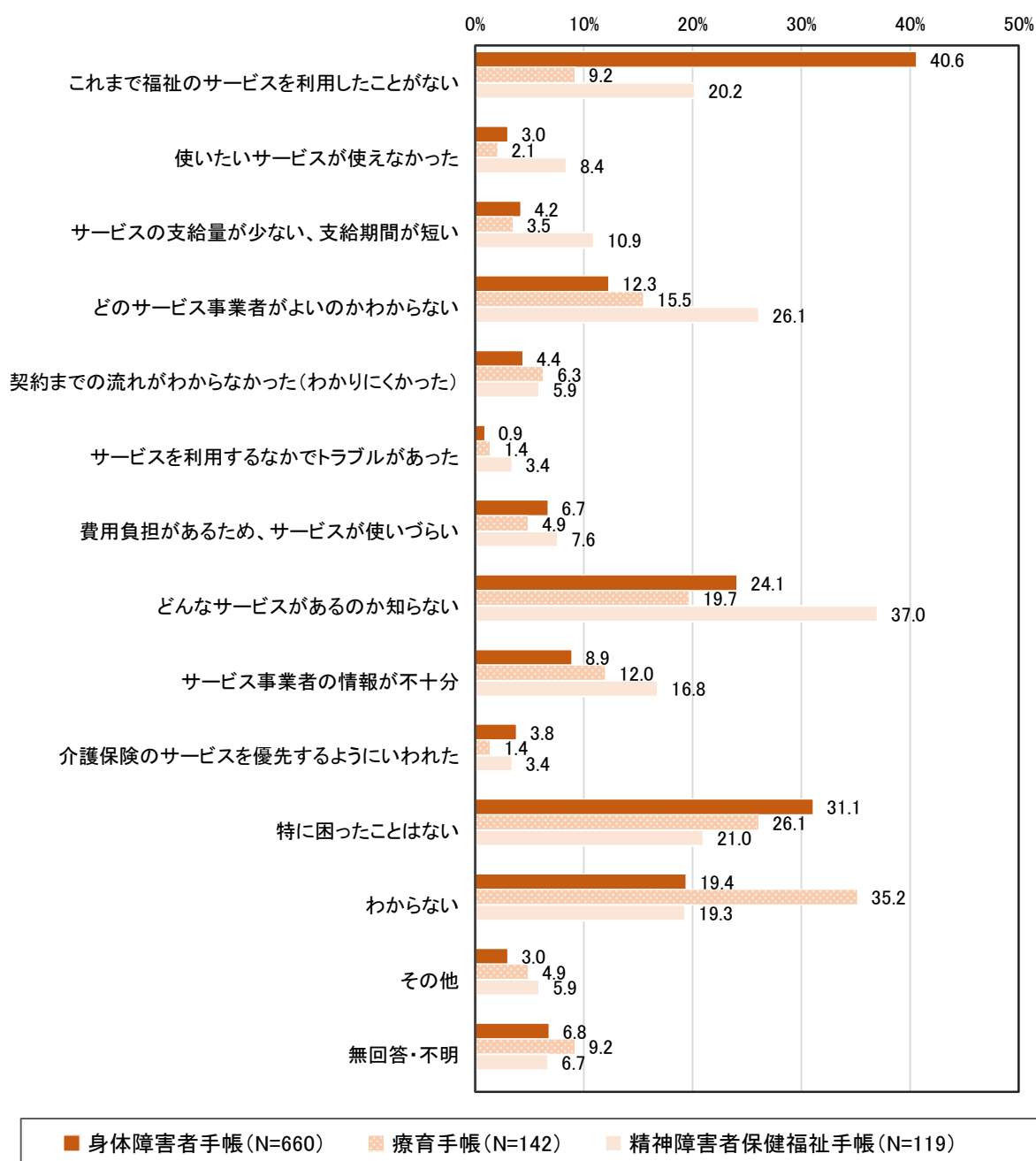
所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では、「安全なところまで、すばやく避難できない」「避難所での集団生活が不安」が高くなっています。療育手帳では、「どのように対応すべきか自分で判断できない」「避難所での集団生活が不安」「周囲とコミュニケーションがとれない」が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、「避難所での集団生活が不安」「どのように対応すべきか自分で判断できない」「安全なところまで、すばやく避難できない」が高くなっています。



■ 身体障害者手帳 (N=660) ■ 療育手帳 (N=142) ■ 精神障害者保健福祉手帳 (N=119)

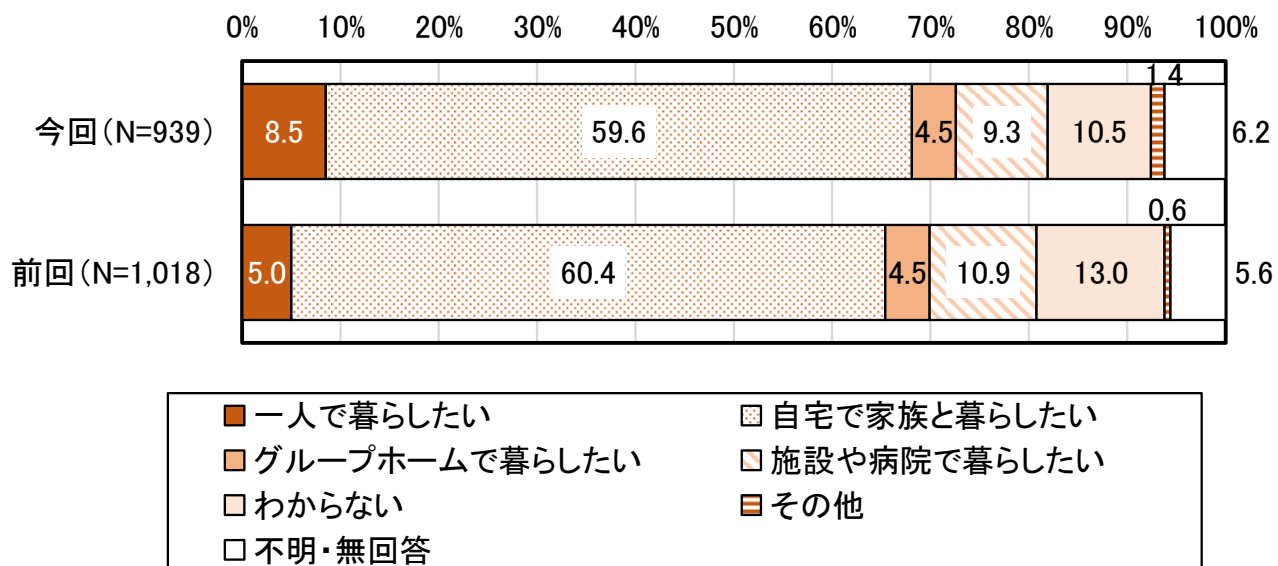
問 福祉のサービスを利用するときに何か困ったことがありましたか。(主なもの3つに○)

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では、「これまで福祉のサービスを利用したことがない」「特に困ったことはない」「どんなサービスがあるのか知らない」が高くなっています。療育手帳では、「わからない」「特に困ったことはない」「どんなサービスがあるのか知らない」が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、「どんなサービスがあるのか知らない」「どのサービス事業者がよいのかわからない」「特に困ったことはない」が高くなっています。



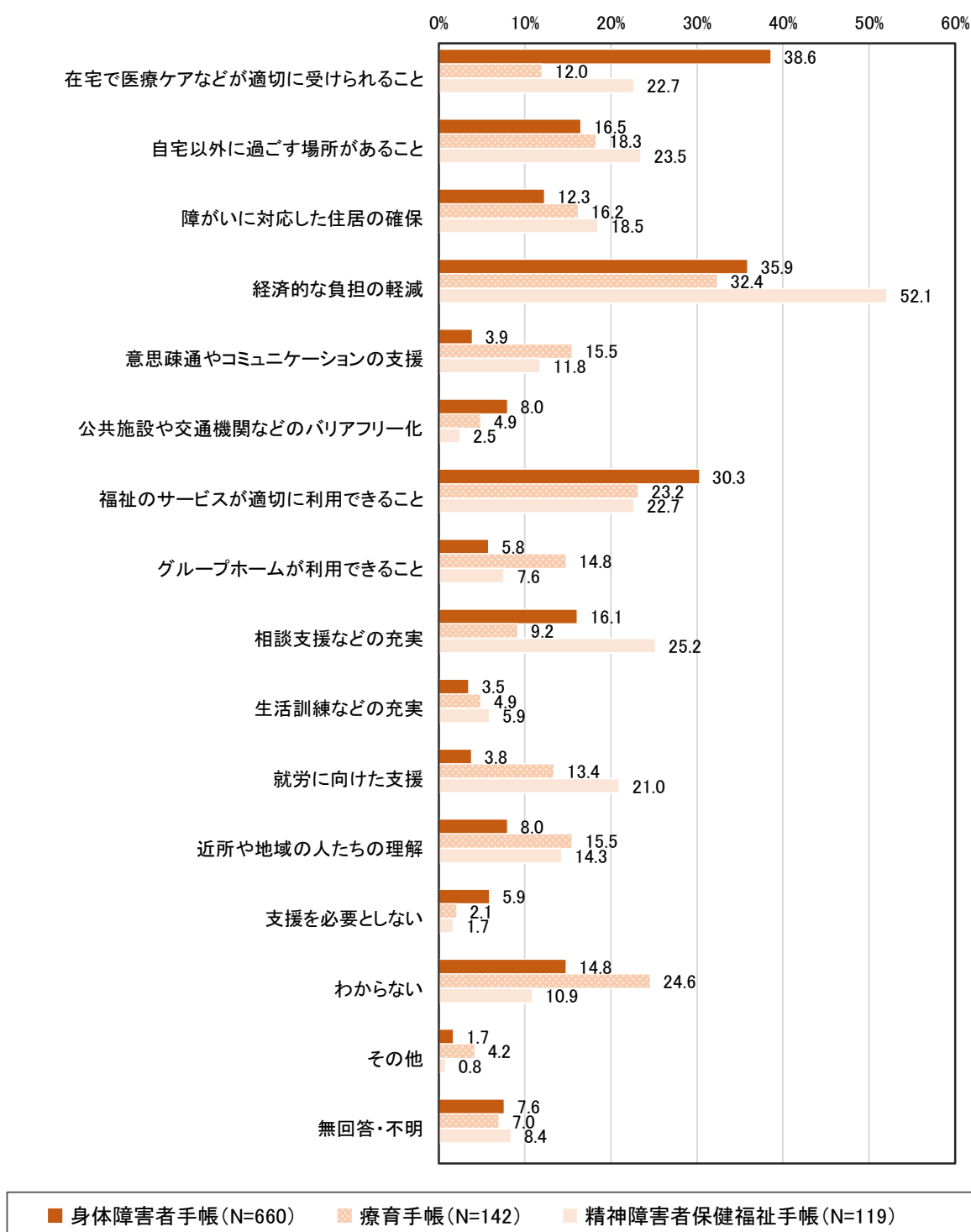
問 あなたは今後、どのように暮らしたいですか。（1つだけ○）

「自宅で家族と暮らしたい」が59.6%を占めています。「わからない」が10.5%、「施設や病院で暮らしたい」が9.3%で続いています。前回調査と比較すると、大きな違いはみられません。



問 あなたが自宅など、地域で生活を営むことを考えたとき、どのような支援があればよいと思いますか。（主なもの3つに○）

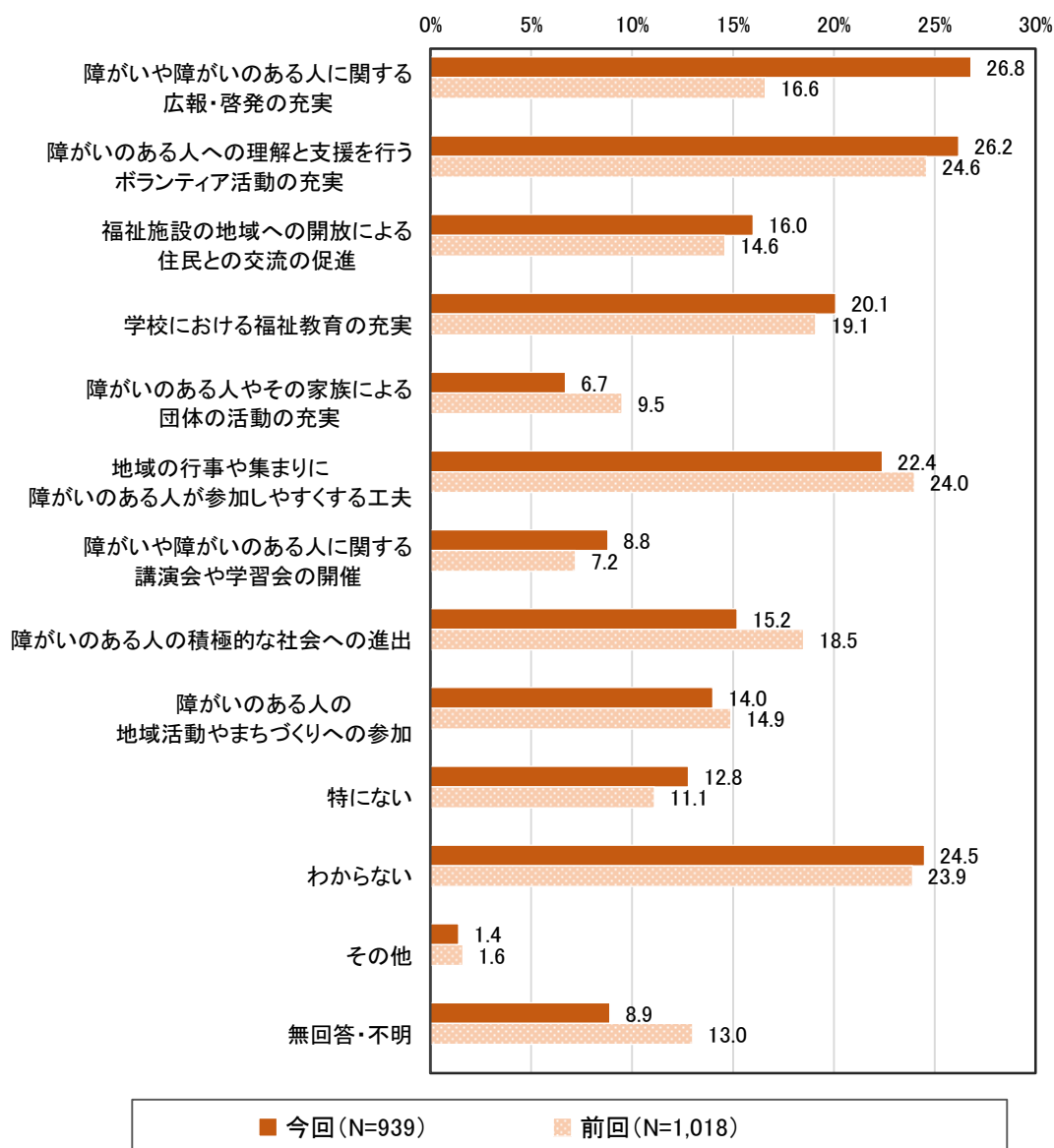
所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」「経済的な負担の軽減」「福祉のサービスが適切に利用できること」が高くなっています。療育手帳では、「経済的な負担の軽減」「わからない」「福祉のサービスが適切に利用できること」が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、「経済的な負担の軽減」「相談支援などの充実」「自宅以外に過ごす場所があること」が高くなっています。



問 障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要だと思うことは、どのようなことですか。（主なもの3つに○）

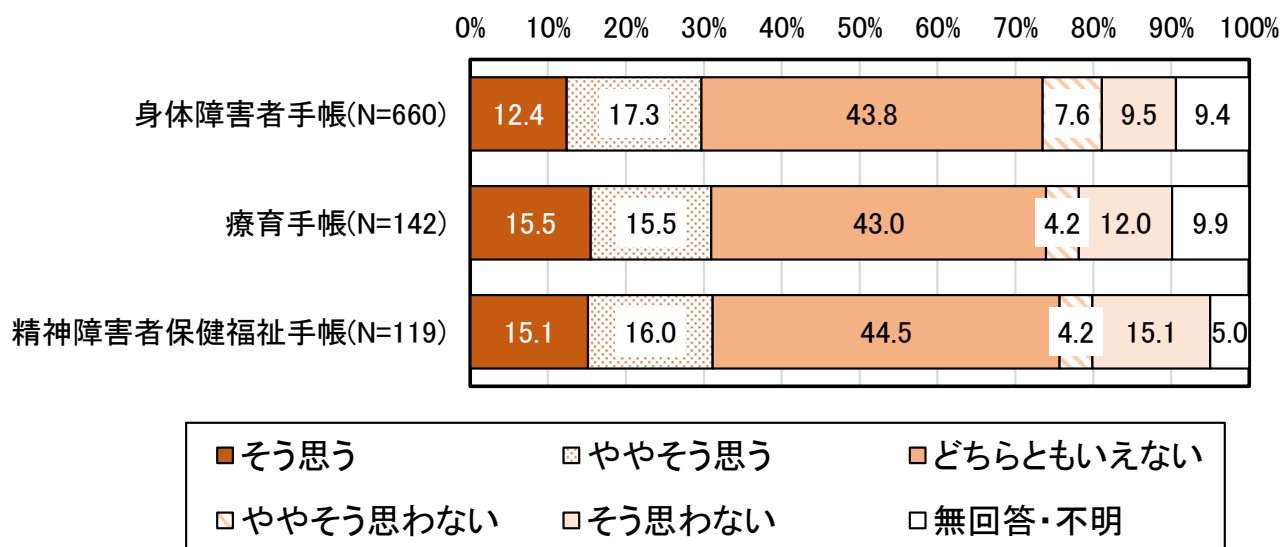
「障がいや障がいのある人に関する広報・啓発の充実」が26.8%で最も高くなっています。次いで「障がいのある人への理解と支援を行うボランティア活動の充実」が26.2%、「わからない」が24.5%で続いています。

前回調査と比較すると、「障がいや障がいのある人に関する広報・啓発の充実」が10.2ポイント上昇しています。



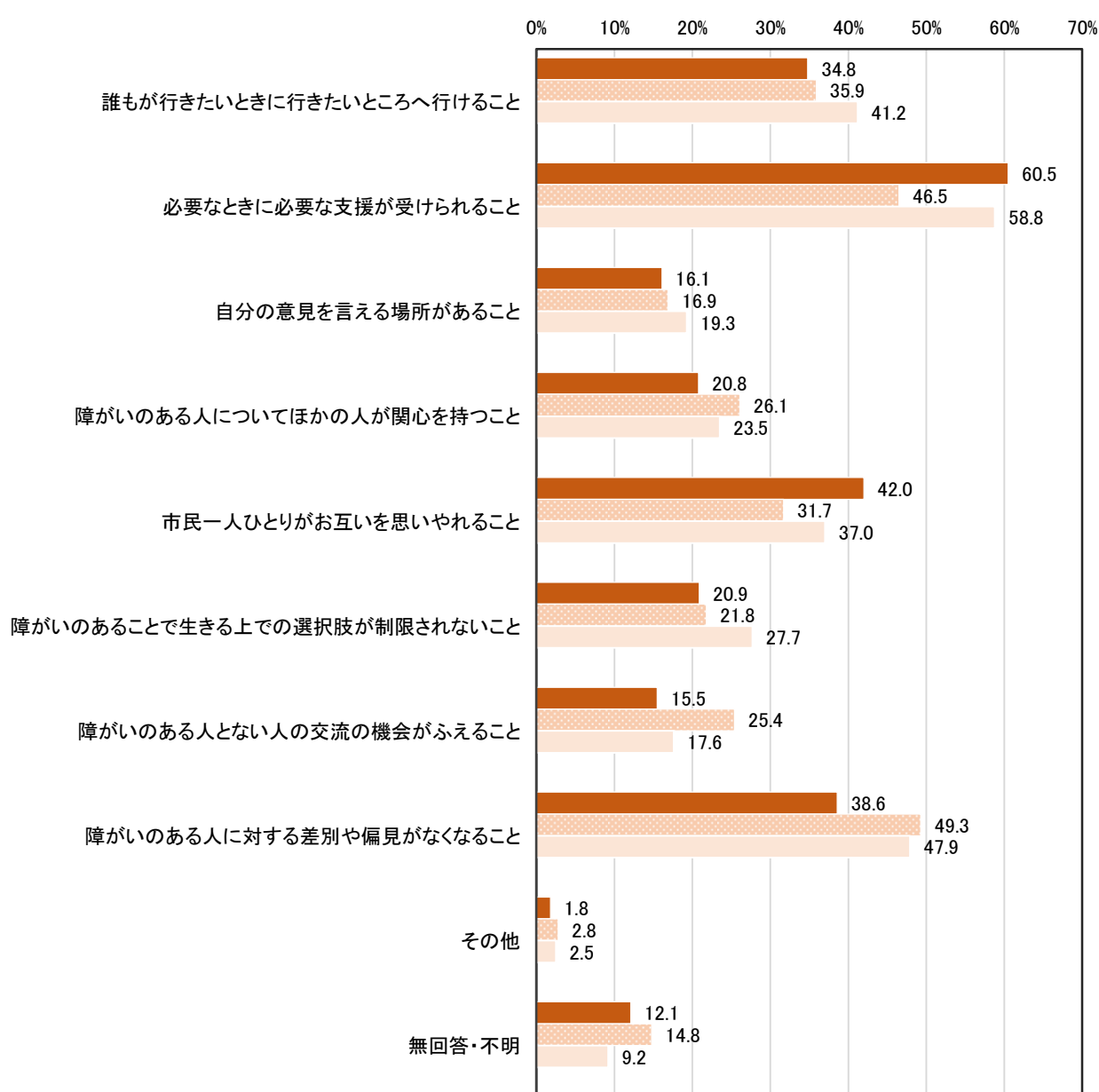
問 あなたは、嬉野市は障がいのある人を含め、どのような人でも暮らしやすいまちとなっていると思いますか。(1つだけ○)

所持手帳種類別にみると、「思う」(「思う」と「やや思う」との合計)の割合は、身体障害者手帳では29.7%、療育手帳では31.0%、精神障害者保健福祉手帳では31.1%となっています。



問 障がいがある人となない人が分け隔てられることなく、誰もが安心して暮らしていけるまちづくりを進めていくためには、何が必要だと思いますか？（あてはまるものすべてに○）

所持手帳種類別にみると、身体障害者手帳では、「必要なときに必要な支援が受けられること」「市民一人ひとりがお互いを思いやれること」「障がいのある人に対する差別や偏見がなくなること」が高くなっています。療育手帳では、「障がいのある人に対する差別や偏見がなくなること」「必要なときに必要な支援が受けられること」「誰もが行きたいときに行きたいところへ行けること」が高くなっています。精神障害者保健福祉手帳では、「必要なときに必要な支援が受けられること」「障がいのある人に対する差別や偏見がなくなること」「誰もが行きたいときに行きたいところへ行けること」が高くなっています。

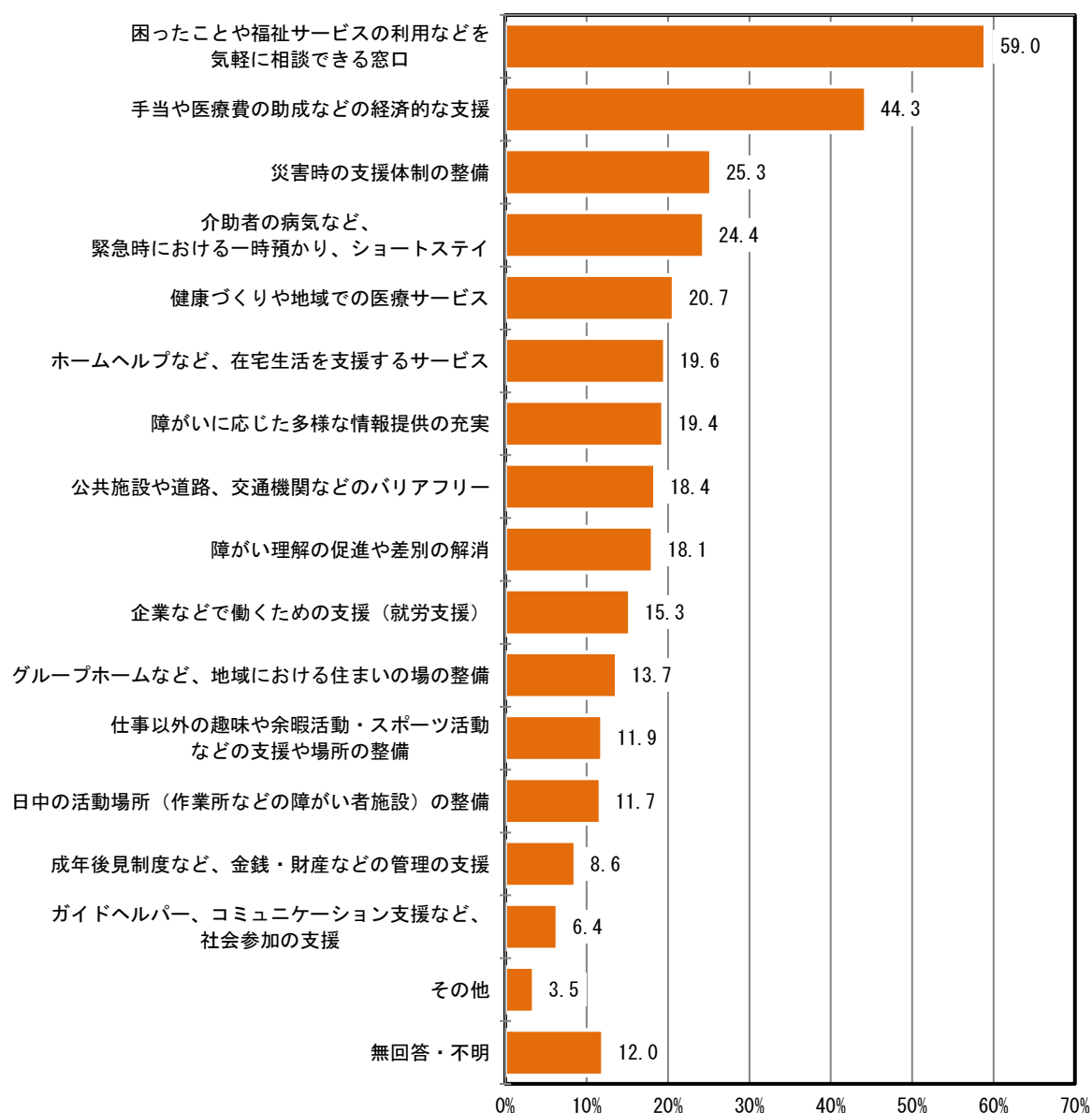


■ 身体障害者手帳 (N=660) ■ 療育手帳 (N=142) ■ 精神障害者保健福祉手帳 (N=119)

問 嬉野市の障害者福祉施策(サービス)をより充実していくために、特に重要と考える取組は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

「困ったことや福祉サービスの利用などを気軽に相談できる窓口」が59.0%を占めています。「手当や医療費の助成などの経済的な支援」が44.3%、「災害時の支援体制の整備」が25.3%が続いています。

N=939



第4節 第4次嬉野市障がい者福祉計画策定に係る団体ヒアリング調査

1. 調査目的

本調査は、第4次嬉野市障がい者福祉計画の策定のための基礎資料とするため、障がい福祉サービス事業所などの専門職を対象に、障がいのある人やその家族が抱える生活課題、障がいのある人を取り巻く地域の様子や課題、障がい者施策や障がい福祉サービスなどの現状と課題を把握し、さらに、それらの改善に向けた方策を探っていくことを目的に実施しました。

2. 課題把握調査の方法

調査対象 : 嬉野市所在の障がい福祉サービス事業所などに勤務する専門職
調査期間 : 令和5年2月～3月
調査方法 : 記述式調査票の配布・回収

3. 調査結果の抜粋

■障がい福祉サービスや地域生活支援事業に関して感じること

- 利用できる支援を知らない人や理解していない人がいる。また、過剰にサービスを利用する人がいるのではないかな。
- どのようなサービスがあり、本人が受けることができるのはどの支援なのか、理解できていないことが多いと思われる。わかりやすい説明が望まれ、また相談しやすい窓口が必要。

■障がい者福祉全般に関すること

- 子どもはそれぞれの年代によって問題は違っている。支援相談の場に本人も加えて本人の意見を聞くことが望まれる。本人の気持ちや伝えたいことをうまく引き出す方法を勉強したり、相談に乗ってもらえる場所があったらきっと家族も参加してみたいと考える方はおられると思います。
- 親子共に年を重ねて行き着くところの問題はやはり親亡き後の子どもの幸せを願うことだ。解決策のひとつとして親子共に入居できるシェアハウスが考えられる。
- 障がい者支援サービスを受けるにあたっては、多くが申請主義になっている。各種サービスについて周知されていると思うが、もっと周知徹底することが必要ではないかな。
- 障がい者の高齢化にともない、障がい福祉サービスから介護福祉サービスへ移行する際、相談できるところが求められる。

■障がいのある人やその家族が困っていること、悩んだりしていることについて

- 自分の意思を表現したり判断したりすることが苦手で相談の仕方がわからないことがある。
- 病気のときに障がいに合った医師に専門的に見てもらえる病院が嬉野には少ない。

- 子どもの将来について、親が亡くなったときどうなるかと思う。不安や心配を少しでも軽減できるように、事前に子どもの将来、金銭等どう守っていくか意思決定を行い、障がい者、家族の悩みを解決するよう、支援者や行政等が手助けできればと思う。

■障がいのある人の権利を守ることについて

- 権利自体の認知、認識不足。障がいの有無にかかわらずどのような「権利」があるか広報が足りないため、困ったときでなければ相談できない、相談しない方が大勢いる。健常者でもさまざまな権利があることを知って、その権利が守られていることを理解しなければ、障がいのある人の権利を考えることや守ることは難しい。
- 社会参加等の地域交流
- 障がい者の特性をもっと周囲に知ってほしい。そのうえで何が得意で何が不得意かを考えて活かせる機会が不十分。

■障がいのある人の自立について

- 必要な情報にたどり着けないため、どのように自立するかを相談できる窓口、相談できる人との接点が少ないことが課題。日常的に相談できることや自立のモデルケースがわかりやすく広く認知されることが重要。
- 本人の意向をくみとった支援内容を検討する必要があると同時に、医療機関や他職種との連携が不可欠。
- いろいろな体験ができる環境にあることと、本人に理解させようとするより、関わる人が理解してあげることの必要性を感じている。
- 障がい児者に関わるサービスについて、情報が少なかったり、わかりづらくサービス利用につながっていない。
- 就労だけでなく、トータル的な面での支援が必要な方が増えてきていると感じる。

■障がいのある人の社会参加について

- 機会の少なさと情報が限定されることが問題だ。
- 受け入れる企業がない。企業の理解がない。
- 周囲が障がい者の特性を知ること。

■障がいのある人やその家族へのサービスに関すること

- 本人の要望、家族の要望にどこまで対応できるか。また、必要以上の要求があった場合など解決までに時間が必要となる。具体的な配慮や対応はどこまで必要なのか、障がい者ご本人やそのご家族以外にも広く伝わらなければ、行政サービスへの理解が深まらず納得できる部分が少なくなってしまう。
- すさんでいる家庭環境を改善するには、もっと踏み込んだ支援が必要だと思う。関わりのある関係者が連携を図ることが重要ではないか。
- 相談の窓口が、あちらこちらにあったりして、どこに行けばよいのかわかりにくい。基幹相談支援センター等、利用しやすい窓口の設置、迅速な対応が必要。

■障がいのある人を取り巻く地域のあり方について

- 日常の接点の少なさと情報が限定されることが問題だと感じる。コロナ禍で特に直接会うことは激減しており、障がいのある人がいるかどうかもわからない地域が多い。
- 地域から孤立している。

■障がいのある人の災害時における避難に関すること

- 近隣での情報共有。施設内だけでも人手が足りなくなるので近所の人たちとも良好な関係を築くことが大切だ。
- 大勢の人の中に入ることが苦手な障がいのある人もいる。そのために障がい者用の避難所を設置してもらいたい。
- 慣れない場所への避難で、かつ先の見えない避難生活が予測され、かなりのストレスとなるので、少しでも不安を軽減できるよう少人数（パーティションの利用など）で過ごせる空間づくりが必要。
- 障がい者、特に下肢、視覚、聴覚等障がい者の避難誘導、避難所のプライバシーの保護、ベッドの設置、多機能トイレ（オストメイト対応を含む）等の整備の充実。

■障がいのある人への虐待防止に関すること

- 本人だけではなく、家族への支援。相談や悩みを定期的に伝える環境、体制づくり。
- 介助者のレスパイトを設ける。
- 障がい者に関わる人のストレスのケアが必要ではないか。障がいのある人は他の人のストレスに影響を受けやすい。ストレスカウンセラーを相談の窓口を設置するなど、ケアを受ける場所作ることも重要だ。
- 日頃からの幅広く相談できる機関との関係づくり。気軽に相談できる場所を作ってほしい。
- 虐待に対する意識を高め、知識を養うために研修を行う。

■障がいのある人との交流に関すること

- 福祉、学校、医療との連携。住み慣れた町での活動や年齢に沿った同年代との活動。
- 交流の機会をさまざまな場所で行う取組が必要。地域との接点、交流の回数を増やすことが大切。
- 交流イベントなどの開催。学校などでの交流学习。
- 家族、異世代交流等地域を含めた文化、スポーツ交流が大切。ボッチャ、グラウンドゴルフ大会等スポーツの健常者との交流開催促進。

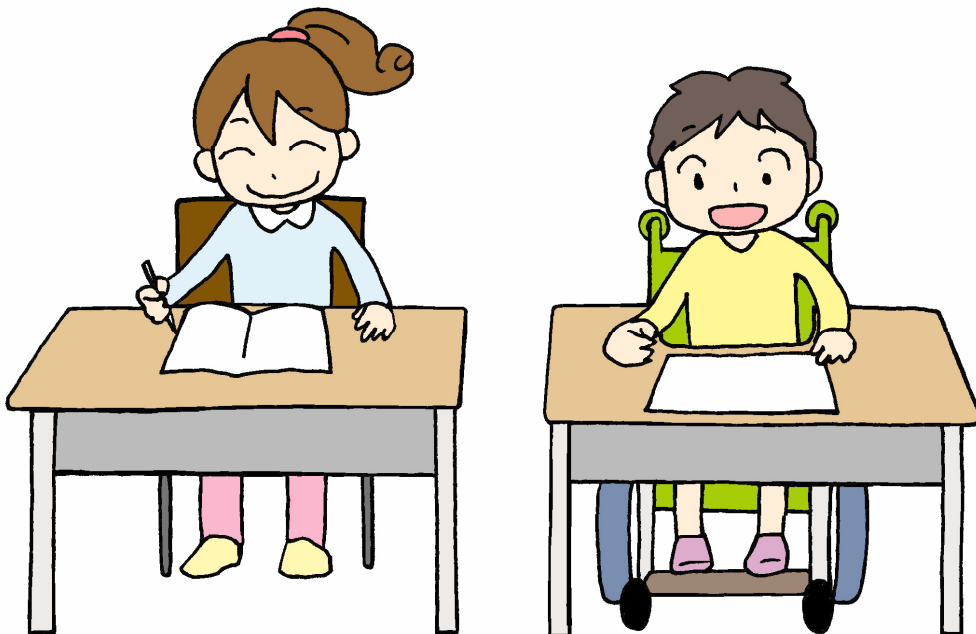
■障がいのある人の就労に関すること

- 地域の仕事とのマッチング、支援者の育成。会社への理解。
- 就労機会のノウハウのある企業の誘致。
- 希望にあった就労職種の充実。
- 見学に行ったり、就労先の方の理解も必要。

- 障がい者雇用の受け入れなど、理解を深める実習の場を確保し、経験することで雇用につなげていく。
- 障がいの特性をもっと周囲に知ってもらう。

■障がいのある人への差別解消に関すること

- 交流機会を増やす取り組みが大切。
- 障がいのある人や子どもの病気などについて、学校のクラスなどで話をしたり特別支援学校や特別支援学級との交流の機会を作り理解を求める。
- 知的障がいのある人との関わり方実例や問題行動など、勉強してもらい、理解してもらい、親しみを持って触れ合える場を作る。
- 障がい者の方が参加できるような交流会の充足を図る。
- 顔の見える関係づくり。
- 差別は先入観からはじまると思う。実際に触れ合ったり、知ることから差別をなくしていけたらと思う。



第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

本市では、第3次総合計画において市の将来像を「歓声が響きあう 嬉野市～未来へ輝き続けるふるさと～」とし、福祉分野の基本方針では「ともに支え、笑顔あふれるまちづくり」を掲げています。また、第3次嬉野市地域福祉計画では、「生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる福祉のまち うれしの」を基本理念として掲げ、各施策に取り組んでいます。

近年、障がい福祉分野では、障がいのあるなしに関わらず安心して地域で暮らすことができる社会の実現に向けて、法制度の改正等による整備が進められています。また、共生社会の実現のためには、社会に参加できる主体としての障がいのある人の力も、社会から求められるようになっていきます。障がいのある人が地域社会で活躍できるようにするためには、社会への参加を制約している社会的な障壁を取り除き、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められています。

こうした社会的背景を踏まえ、本計画では、地域住民が住み慣れた地域社会に参加でき、自分らしく自立した生活を営むことができるよう、お互いに支えあえる社会を築き、住民一人ひとりが、それぞれが持つ個性を理解し合い、認め合い、助け合い、共に生きられる福祉のまちづくりを目指します。

「第3次嬉野市障がい者福祉計画」では、計画の基本理念を「障がいのある人もない人も 誰もが暮らしやすいまち」としました。本計画では、上記の目指すところを鑑み、先の基本理念に地域共生社会の考えを反映させ、以下の通り掲げます。

基本理念

障がいのある人もない人も 共に暮らしやすいまち

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の4つの基本目標を設定します。

1. 誰もが安心して地域で暮らし続けられるまち

障がいのある人が自分にあった生活を送ることができるように、さらには障がいのある人の自立を支援するため、福祉や医療等のサービスの充実を図るとともに、医療的ケア等さまざまな支援が必要な人を支援できる体制づくりに取り組みます。また、サービスに関する情報を容易に得ることができる環境を整え、その利用についての相談ができるよう、相談支援体制の充実を図ります。地域全体で障がいのある人をサポートするため、関係機関との連携を強化します。

2. 誰もが地域社会に参加でき、自己実現できるまち

障がいのある人への差別・偏見を解消するためには、教育が非常に大切です。学校教育においては、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いの個性を尊重し合いながら共に学び、支え合うインクルーシブ教育を進めます。

障がいのある人が生きがいを持って地域社会で生活できるよう、地域の事業所や各種団体と連携し、障がい者雇用の推奨や啓発を進めます。地域と協力しながら障がいのある人が地域活動等に容易に参加できるようにするなど、障がいのある人が主体的に社会参加できる環境を整えます。

障がいのある人がスポーツ・レクリエーション・文化活動に積極的に参加できるよう、手話通訳者等の情報保障、主催団体への支援、活動機会・活動場所の確保等について支援します。また、関係団体と協力しながら、障がいのある人の活動や障がいのある人と健常者等との交流の場が創られるよう環境を整備します。

3. 互いに助け合い、支えあえるまち

地域住民の理解と協力により、民生委員・児童委員、ボランティア等が連携・協力し、障がいのある人を地域全体で見守り、地域住民が互いに支えあえるまちづくりを進めます。

また、地域防災力の向上と防災意識の醸成に努めるとともに、緊急時における避難援助機能の向上、避難行動要支援者の把握、避難方法や避難生活の具体策など、防災体制の充実を図ります。

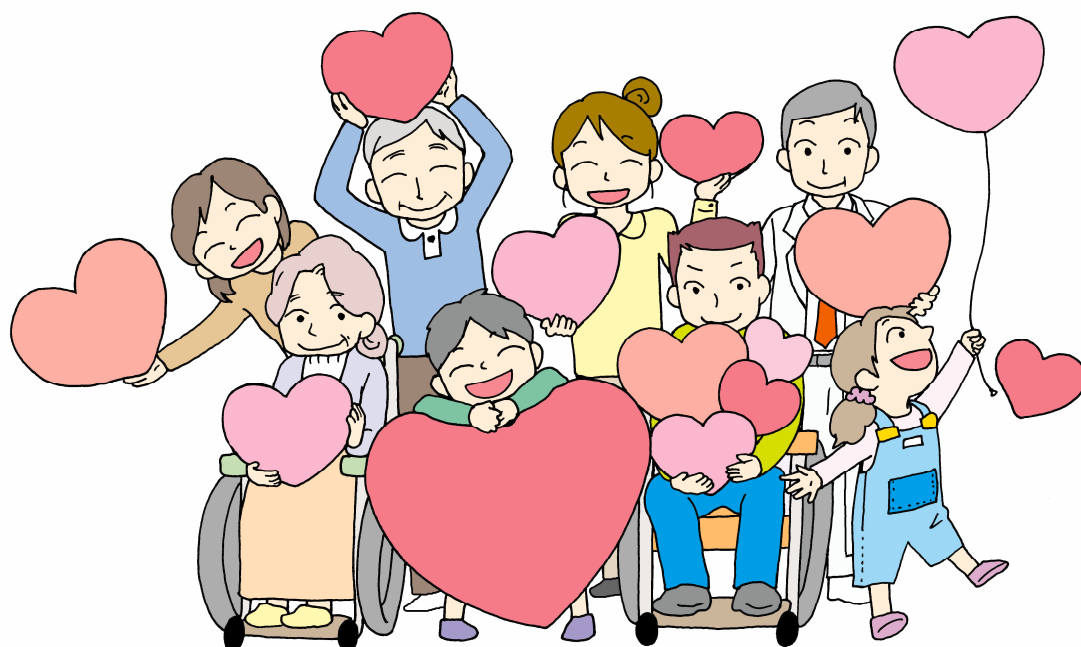
4. 多様性が尊重され個々の尊厳が守られるまち

すべての市民が共に理解し合い、支え合える共生社会を築くためには、それぞれの障がい特性及び障がいのある人に対する正しい理解と認識、そして合理的な配慮が必要です。障害者差別解消法の理念に基づき、障がいを理由とする差別を解消するための取組を進めるとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解を深めるための取組を展開します。

また、障がいのある人が安全に暮らすことができるよう、道路や公共施設のバリアフリー化に努めます。教育の場や地域社会などにおいて、ノーマライゼーション理念や障がいの特性について啓発し、社会のあらゆる局面におけるバリアフリーを推進します。

5. 施策の体系

基本目標	施策の柱
1. 誰もが安心して地域で暮らし続けられるまち	(1) 保健・医療・福祉サービスの充実
	(2) 生活支援のための基盤づくり
	(3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
2. 誰もが地域社会に参加でき、自己実現できるまち	(1) 雇用と就労の充実
	(2) 療育と教育の充実
	(3) 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実
	(4) 生活環境の整備
3. 互いに助け合い、支えあえるまち	(1) 共生社会の実現に向けた取組の推進
	(2) 安全・安心対策の推進
4. 多様性が尊重され個々の尊厳が守られるまち	(1) 理解の促進と差別解消の推進
	(2) 人権や権利を擁護するための仕組みづくり



第4章 施策の展開

基本目標1 誰もが安心して地域で暮らし続けられるまち

施策の柱 (1)保健・医療・福祉サービスの充実

現状と課題

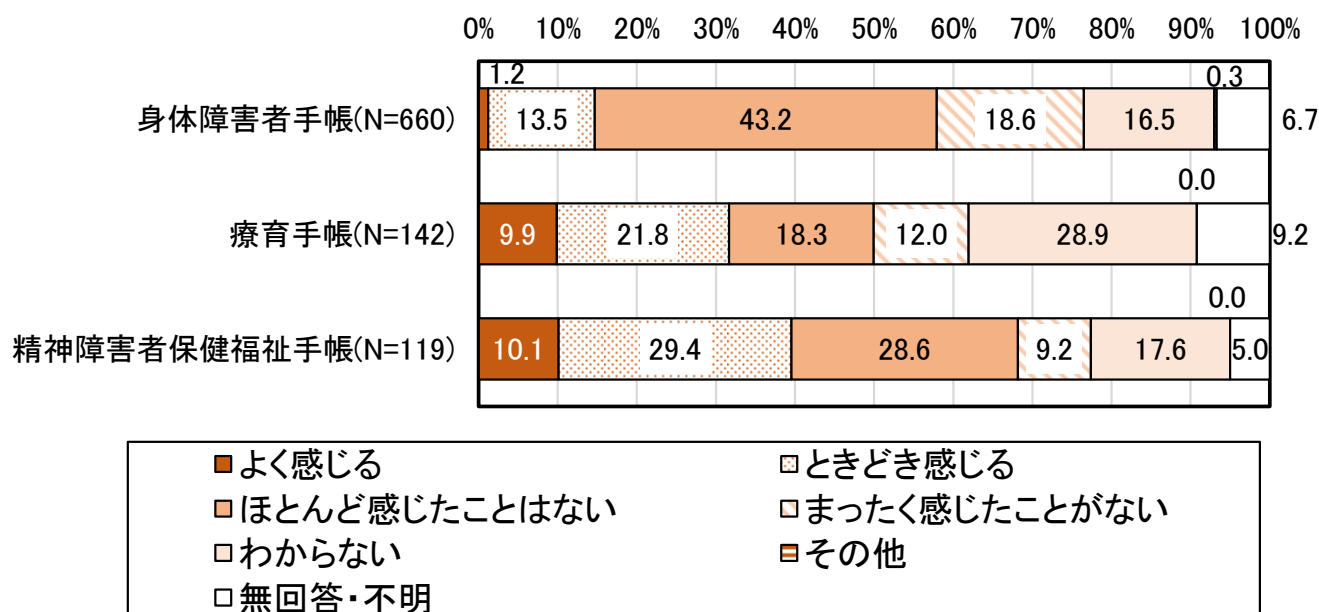
障がいや発達が気になる子どもに対しては、早期から発達段階に応じた支援を行っていくことが重要です。今後も、乳幼児期における健康診査等において、疾病・障がいや育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していく必要があります。また、成人期における障がいの要因となる疾病等の予防や介護予防といった取組についても充実を図る必要があります。

リハビリテーションや医療的ケアが必要な障がいのある人等が、地域で安心して暮らし続けるため、保健・医療サービスの充実が求められます。

第4次嬉野市障がい者福祉計画に係るアンケート調査（以下、「アンケート調査」）では、日常生活における差別や偏見、疎外感について、精神障がい者は他の障がい者に比べ、差別や偏見を感じる割合が高い傾向にあり、精神障がいに対する正しい理解の普及が必要です。

現代社会ではライフスタイルの多様化により、家庭、学校、職場などでのストレスが増大し、心の問題を抱えている人が増えています。精神疾患は誰もが発症する可能性のある病気であること、適切な治療により症状の安定や治癒が可能であることを啓発するとともに、相談体制の充実など、心のケアに関する取組が重要です。

■日常生活において、差別や偏見、疎外感を感じるときがありますか。



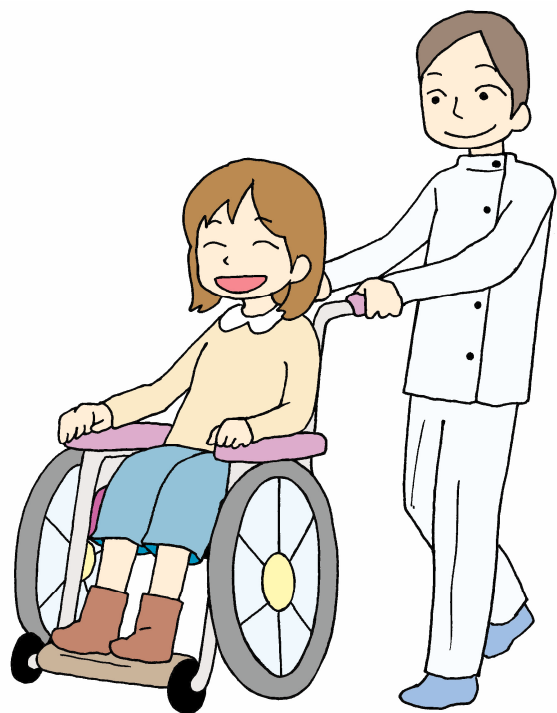
施策の方向性

- 障がいの早期発見と療育の推進、相談支援体制の充実を図ります。
- 障がいの原因となる疾病などの予防・治療を推進します。
- 保健・医療・リハビリテーションの提供体制を充実させます。
- 精神保健・医療の提供体制を充実させます。
- 難病患者などへの支援を充実させます。

具体的取組

取組名	早期発見・早期支援体制の充実	担当課	福祉課 健康づくり課 子育て未来課
内容	母子手帳交付時、保健師等の専門職が面談を行い、さまざまな問題を抱える妊産婦の支援を関係機関との連携により支援します。赤ちゃん訪問や相談等を行い、育児不安の解消や育児に関する情報提供に努めます。乳幼児健康診査等を実施し、障がいの早期発見・早期支援体制の充実を図ります。		
取組名	相談体制の充実と支援機関の連携強化	担当課	福祉課 健康づくり課 子育て未来課 学校教育課
内容	障がい受容の観点などから、児童や保護者などの個々の状況に応じた相談支援を進め、関係機関と連携しながら適切な療育の場や発達支援につなげます。相談支援員の支援技術の向上や各関係機関との連携強化を図ります。		
取組名	予防対策の推進	担当課	福祉課 健康づくり課
内容	障がいの悪化や原因となる疾病などを予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、各種健（検）診の受診や健康教育、健康相談などを実施します。また、多くの方が受診できるよう引き続き受診勧奨に努めます。		
取組名	健康づくり支援体制の充実	担当課	健康づくり課
内容	関係各課、関係機関等と連携しながら、健康づくりを支援するため、障がいのある人やその家族等に対する日常的な健康管理や健康づくりに関する知識の普及や情報の提供、健康教育、受診しやすい健診体制の整備、健康相談、保健指導の充実に努めます。		
取組名	保健・医療・リハビリテーション提供体制の充実	担当課	福祉課 健康づくり課
内容	関係各課、関係機関等と連携し、必要かつ適切な切れ目のない保健・医療・リハビリテーションを身近な地域で、いつでも受けられる体制を整えます。		
取組名	精神障がいに関する正しい理解の周知の推進	担当課	福祉課 健康づくり課
内容	刊行物の配布などの広報活動、佐賀県精神保健センター等による研修会等の開催の広報、パンフレット配布により、精神障がいに対する正しい理解の促進を図ります。		

取組名	自殺対策の推進	担当課	健康づくり課
内容	ゲートキーパーの育成支援や、自殺及び精神疾患についての正しい知識の普及啓発を行います。また、関係団体・関係機関と連携し、こころの相談窓口の周知啓発など、相談支援に努めます。		
取組名	ひきこもり状態になっている人への支援の充実	担当課	福祉課 健康づくり課
内容	ひきこもり状態にある人やその家族への支援について、ひきこもり支援センターを中心としながら、保健福祉事務所、医療機関との連携による支援を行います。また、関係機関と連携しケースに応じた支援を行っていきます。		
取組名	精神障がいのある人の退院促進と地域移行の推進	担当課	福祉課 健康づくり課
内容	地域移行支援において、退院可能な精神障がいのある人の地域移行を促進するとともに、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。		
取組名	難病患者などへの支援の充実	担当課	福祉課 健康づくり課
内容	杵藤保健福祉事務所・医療機関と連携しながら、難病患者やその家族への専門的な相談支援の強化に努めます。また、必要に応じ「佐賀県難病相談支援センター」につながります。また、適切な支援を行うため、保健及び医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。		
取組名	医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）等に対する支援の充実	担当課	福祉課 健康づくり課
内容	医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、相談支援体制の強化、保健・医療・福祉等の関係機関との連携強化を図ります。		



施策の柱 (2)生活支援のための基盤づくり

現状と課題

アンケート調査では、「福祉サービスを利用するときに何か困ったことがありましたか」という設問に対して、「これまで利用したことがない」(33.8%)「どんなサービスがあるのか知らない」(24.0%)の割合が高くなっています。こうした結果からすると、福祉サービスの周知とその利用促進を図ることが必要だと考えられます。

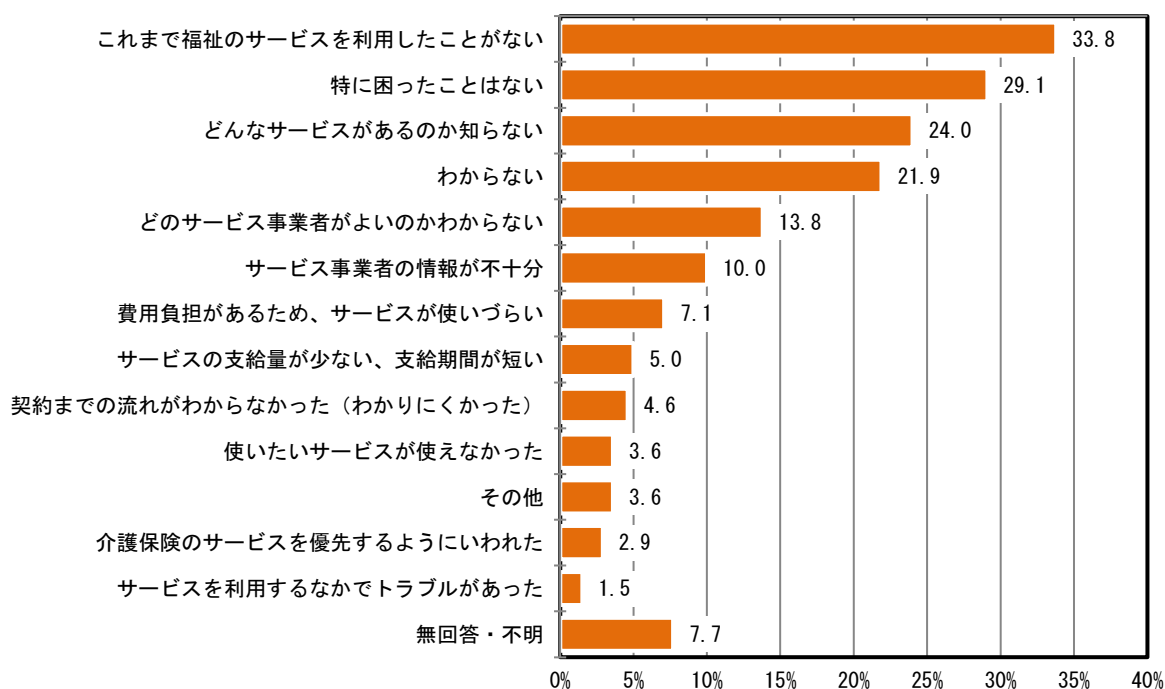
障がいのある人やその家族等が、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することが重要であり、障がい特性に応じた情報提供の充実を図る必要があります。

また、アンケート調査では、障がい者福祉施策(サービス)をより充実していくため重要なこととして、約半数が「困ったことや福祉サービスの利用などを気軽に相談できる窓口」と回答しており、今後も、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談支援体制の強化が求められています。

障がいのある人の地域移行を促進し、地域での暮らしを支えていくためには、障がいのある人やその家族等に対して、地域移行支援や地域定着支援が必要です。

■福祉サービスを利用するときに何か困ったことがありましたか。

N=939



施策の方向性

- 生活支援に関する情報提供の充実を図ります。
- 生活支援に関する相談支援体制を充実させます。
- 在宅サービスを充実させます。
- 地域生活への移行を促進します。

具体的取組

取組名	生活を支援する情報提供の充実	担当課	福祉課
内容	市の広報紙やホームページ、冊子やパンフレットの配布、情報を記録した録音媒体の提供など、多様な広報・情報媒体や障害者相談支援員を通じて、障がい福祉に関するサービス、地域生活支援事業、介護保険サービス等各種支援制度などの情報提供の充実を図ります。また、障がいのある人やその家族等が、自分に合ったサービスを適切に選択、利用できるよう、サービス利用意識を高め、本人の自己選択と自己決定を尊重する観点から意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援を行います。		
取組名	生活を支援する相談支援体制の充実	担当課	福祉課
内容	障がいのある人やその家族、高齢化する介助者などが抱えるさまざまな困りごとや悩みごとに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、市内や近隣地域の相談支援に関わる関係機関や地域包括支援センター、生活自立支援センター等との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。また、相談支援に関わる市職員の専門的知識の向上や適正配置を進め、保健・医療・福祉・教育・就労などの専門職との連携を推進します。		
取組名	身近なところで相談できる体制の推進	担当課	福祉課
内容	民生委員・児童委員への研修、啓発を行うとともに、障がいのある人やその家族の相談に適切に対応できる障害者相談員を配置し、身近なところで相談支援ができる体制の推進を図ります。		
取組名	介護給付サービスの充実	担当課	福祉課
内容	個々の障がいのある人のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がいある人に対する日常生活または社会生活を営むうえでの、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図ります。また、生活介護や地域活動支援センターでの活動等、日中活動サービスの充実を図ります。各種サービス給付については、支給決定に基づき適切なサービス提供に努めます。		
取組名	訓練等給付の充実	担当課	福祉課
内容	障がいのある人が地域で生活できるよう、医療的ケアを含む支援を充実させるとともに、自立した社会的生活が行えるよう、身体機能または生活能力向上に必要な訓練の機会を提供します。		

取組名	地域生活支援事業の推進	担当課	福祉課
内容	地域生活支援事業の各事業に関して、障がいのある人のニーズに応じて事業内容を検討し、その充実を図ります。		
取組名	自立に向けた相談支援体制の充実	担当課	福祉課
内容	地域で安心した生活を送れるよう、障害者等相談支援窓口、生活自立支援センターとの連携を進め、支援を行います。		
取組名	自立に向けた支援の推進	担当課	福祉課
内容	生活保護制度や生活困窮者支援制度等の周知を図り、各種手当などの給付や医療費の助成により自立に向けた支援を行います。		
取組名	家族（ケアラー等）への相談支援体制の充実	担当課	福祉課
内容	家族等支援者の孤立化・孤独化防止や介護負担軽減に向けて、サービス提供事業者や相談支援機関等との連携を強化し、個々の状態に応じた相談支援の充実を図ります。 障がいのある人やその家族が悩みを相談したり、情報交換や交流を図れるように、障がい者関係団体や家族会の活動を支援します。		
取組名	地域移行支援の推進	担当課	福祉課
内容	病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に添って円滑に地域生活に移行し、定着できるよう、自立支援協議会等関係機関の連携を図り、支援充実のため協議を深めます。		
取組名	地域生活支援拠点等の整備	担当課	福祉課
内容	障がいのある人及び障がいのある子どもの重度化、高齢化及び親亡き後を見据え、障がいのある人及び障がいのある子ども及びその家族の地域生活を支援するための体制を整備します。		
取組名	複合的な課題への対応能力の向上	担当課	福祉課
内容	障がいのある人が将来にわたり地域において安全で安心な生活ができるよう、嬉野市障がい者生活向上委員会を中心として、日常抱えている既存の制度では解決できない複雑な問題の解決に取り組みます。		

施策の柱 (3)情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

現状と課題

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報提供の充実、情報の取得等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上は重要です。

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がいのある人による情報の取得及び利用ならびに意思疎通に係る施策を充実させる必要があります。

障がいのある人が必要な情報を円滑に取得ことができるよう社会環境を整備するとともに、障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実に努めることが必要となっています。

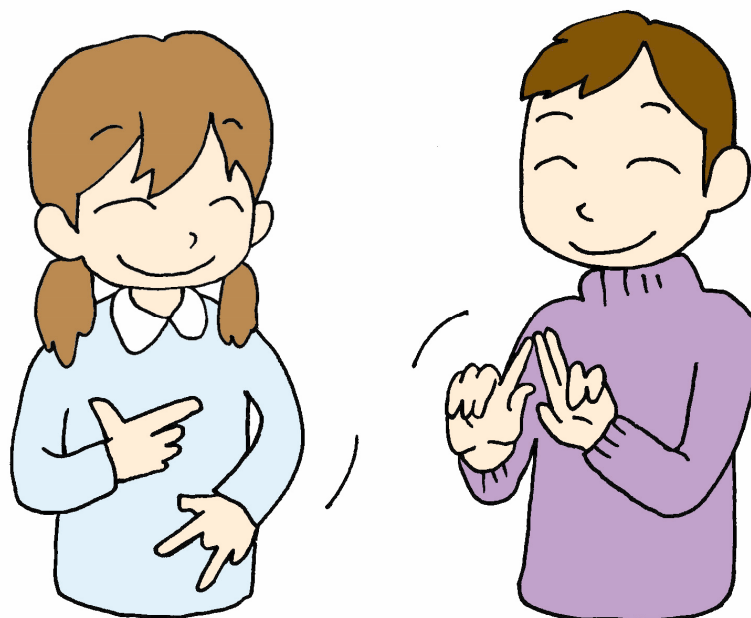
施策の方向性

- 意思疎通支援・意思決定支援の充実を進めます。
- 行政情報を誰にとってもわかりやすく、取得しやすいものにします。

具体的取組

取組名	意思疎通支援・意思決定支援の充実	担当課	福祉課
内容	聴覚障がいのある人の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、手話・要約筆記活動を行う人材の養成を図るとともに、あらゆる場面でのコミュニケーションを援助するため、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣を支援します。 視覚障がいのある人への情報提供を促進するため、点訳・朗読活動を行う人材育成のための講座の広報活動を行い、研修参加機会の確保を推進します。また、県が主催する通訳・介助者の養成講座の広報活動を行い、研修参加機会の確保を推進します。		
取組名	福祉ボランティア活動の支援	担当課	福祉課
内容	手話通訳、点訳、朗読の福祉ボランティアが活動できる場を提供するなど、ボランティア活動への支援を行うとともに、福祉ボランティア活動の普及に努めます。		
取組名	多様な情報にアクセスするための支援	担当課	福祉課
内容	障がいのある人が、多様な情報にアクセスできるよう、障がいのある人がパソコン教室等を利用しやすいよう環境を整備し、研修参加機会の確保を推進します。		

取組名	障がいのある人に配慮した情報提供の推進	担当課	全課
内容	利用者が必要とする情報を必要なときに確実に提供できるよう、事前の情報収集に一層努めるとともに、広報紙においては、各課からの情報や取材内容が読みやすくかつ伝えやすくなるよう、デザインや文字、色の使い方などに配慮し、引き続き工夫に努めます。また、ホームページではウェブアクセシビリティの向上に一層努めるなど、誰にとっても、見やすくわかりやすい情報発信に努めます。		
取組名	読書バリアフリーの推進	担当課	福祉課 教育総務課
内容	図書館と連携し、障がいの有無にかかわらず読書を楽しむことができる読書環境の整備に取り組みます。		
取組名	市行政機関における意思疎通支援の推進	担当課	全課
内容	市行政機関の窓口では、手話通訳者及び要約筆記者の派遣、インターネットを活用した遠隔手話通訳の実施、各課への手話推進委員の配置、指さす会話板、筆談用具の設置、音声文字変換アプリの活用等、コミュニケーションの方法に配慮した取組を進めます。また、耳マーク表示版の設置や電光掲示板の設置を推進し、意思疎通手段を利用しやすい環境整備を行います。		
取組名	職員への各種研修受講の促進	担当課	福祉課
内容	職員が、手話等を学習する取組を推進するため、職員に対して手話等に関する研修を行います。		



基本目標２ 誰もが地域社会に参加でき、自己実現できるまち

施策の柱 (1)雇用と就労の充実

現状と課題

障がいのある人がその能力と適性に応じて就労することは、障がいのある人の地域社会における自立と社会参加を促進するうえで最も重要なことのひとつです。

アンケート調査では、障がいのある人が働く場合、どのような配慮必要かということについて、「職場内で、障がいに対する理解があること」(30.5%)、「障がいに合わせて働き方ができること(仕事の内容や勤務時間、休憩などの配慮)」(23.5%)、「仕事について相談する場所があること」(23.3%)といった項目が高くなっています。働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、企業における障がいへの理解の促進、柔軟な就労環境の提供等が求められています。

障がいのある人が社会の一員として、地域で経済的に自立し、障がいの特性や本人の適正に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、関係機関や企業と連携し、サービスの利用促進をはじめとする就労支援体制の充実に取り組む必要があります。

障がいのある人の就労を通じた自立は、社会への貢献、生きがいを持つという観点からも重要ですが、働く意欲があっても、一般就労が困難な人に向けた福祉的就労の場を整備することはとても重要であり、福祉的就労の場の整備が必要となります。

障がいのある人が社会の一員として、地域で経済的に自立し、障がいの特性や本人の適正に応じて、能力を十分に発揮することができるよう、関係機関やサービス事業所等と連携しながら、福祉的就労支援体制の充実を図るとともに、障がい福祉サービス事業所等の販路拡大の取組が必要です。

施策の方向性

- 市民や企業への啓発を進めます。
- 雇用・就労に関する総合的な相談機能を充実させます。
- 雇用・就労の機会を拡充させます。
- 福祉的就労の場を充実させます。

具体的取組

取組名	市民への理解の促進	担当課	福祉課
内容	障がい者雇用について市民の理解を深めるため、労働局、ハローワーク等関係機関と連携して障がい者雇用に係る制度の周知や啓発活動を行います。		

取組名	事業者への啓発の充実	担当課	福祉課
内容	企業等の職員に対して、障がいのある人への合理的配慮マニュアルや、各種研修会などを通じて、障がいの特性や必要な配慮等に関して周知し、障がいの理解の促進を図ります。 障がいのある人等の雇用促進に関連する法律・制度の広報を推進するとともに、事業者に対し障がい者雇用のための各種助成制度の周知、雇用促進に関する職場研修や就労環境の整備等の研修・啓発を進めます。 障がいのある人の能力や特性に応じた働き方を支援するため、短時間労働の導入など、国の動向を踏まえながら事業者への啓発を行い、障がいの特性に応じた支援の充実を図り、障がいのある人の雇用機会の拡大に努めます。		
取組名	就労支援の推進	担当課	福祉課
内容	障がいのある人の円滑な就職や職場適応ができるよう、障害者支援コーディネーター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの連携を推進します。また、職業訓練やジョブコーチ、短期間試行雇用であるトライアル雇用を周知し、活用を促します。 就労移行支援事業、就労継続支援事業、地域活動支援センター事業などの就労や日中活動に関するサービスの充実を図り、就労機会の提供や就労に必要な知識・能力の習得に向けた支援を推進します。		
取組名	他機関との連携による相談体制の充実	担当課	福祉課
内容	関係機関との連携により障がいのある人の就労支援を進め、継続的な就労選択支援・就労支援・定着支援を図るため、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所との連携による相談支援体制を充実させます。		
取組名	一般就労への移行・就労継続支援の充実	担当課	福祉課
内容	就労支援コーディネーター、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターとの連携を推進し、相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者等への支援を充実させます。		
取組名	市の障がい者雇用に対する取組の促進	担当課	総務・防災課
内容	障がい者雇用率制度の適切な運用に努めます。また、障がいのある職員にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、適切な雇用上の配慮ができるよう、研修の充実と相談員による相談を行います。		
取組名	企業の障がい者雇用の促進	担当課	福祉課
内容	雇用・就労の場や職業体験の受け入れ先を確保するとともに、障がいのある人の雇用を推進している企業や団体からの相談等に対する助言等の支援を行います。		
取組名	福祉的就労の充実	担当課	福祉課
内容	一般就労の困難な障がいのある人が就労する場の提供を行うとともに、所得向上への取組を支援します。		
取組名	優先調達推進	担当課	全課
内容	障害者優先調達推進法に基づき、就労継続支援事業所A型、就労継続支援事業所B型、地域活動支援センターの就労施設などへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層進めるとともに、障がい者就労施設が関わる物品の販売などを支援します。		

現状と課題

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳児期から幼児期にかけて、子どもが必要な時期に専門的な発達相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携のもとに確立することが必要です。また、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深め、保護者が個々の発達のペースや特性を理解し受け止めることができるよう、早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、発達障がい等へのその後の円滑な支援にもつなげていくことが重要です。

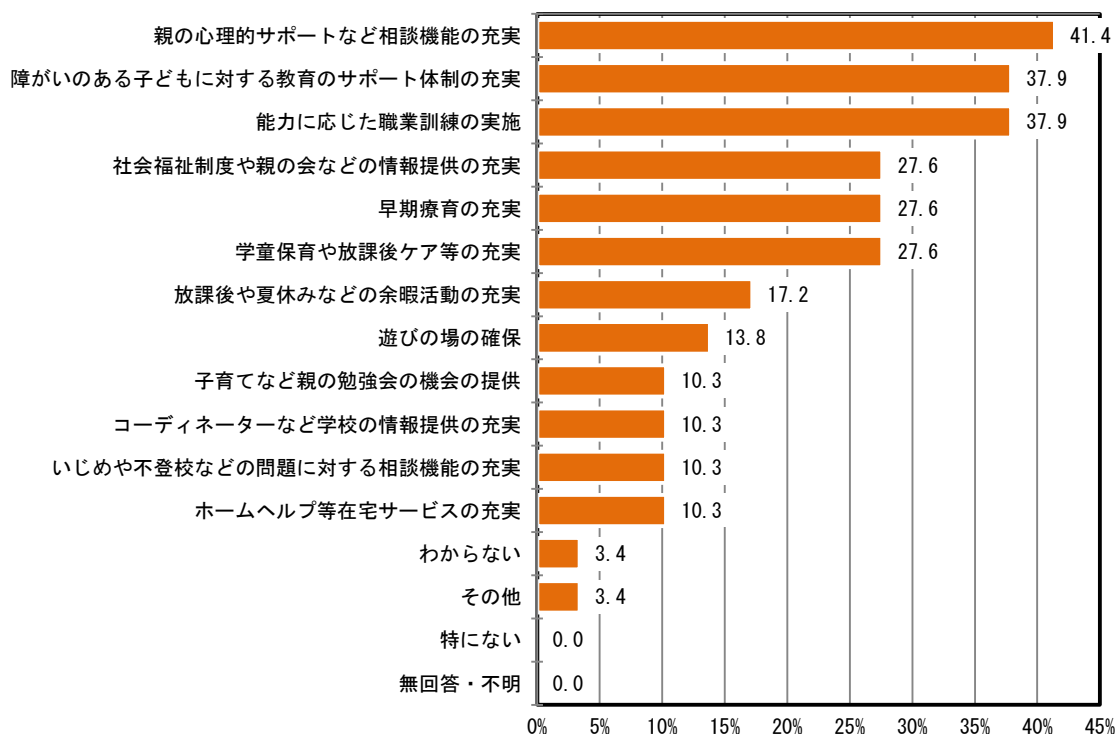
アンケート調査では、障がいのある子どもの保護者として必要だと思う支援については、「親の心理的サポートなど相談機能の充実」(41.4%)、「障がいのある子どもに対する教育のサポート体制の充実」「能力に応じた職業訓練の実施」(37.9%)、「社会福祉制度や親の会などの情報提供の充実」「早期療育の充実」「学童保育や放課後ケア等の充実」(27.6%)となっており、教育のサポート、職業訓練、早期療育の充実が求められていることが伺えます。

特別支援教育は、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものです。子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことにより、障がいのある子どもにも、また、障がいがあることが周囲から認識されていないものの学習上または生活上困難のある子どもにも、さらにはすべての子どもにとっても、よい効果をもたらすことができるものと考えられます。

子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない支援を提供することが重要です。

■障がいのある子どもの保護者として必要だと思う支援は、どのようなことですか。

N=29



施策の方向性

- 乳幼児期から学校卒業後までの相談支援体制を充実させます。
- 療育の場と発達支援の機会を充実させます。
- 学校における適切な進路指導・就労指導が行えるよう環境を整えます。
- 幼児期や学齢期での共に育つ場をつくり、後の学校教育につなげます。
- インクルーシブ教育を推進し、学校教育を充実させます。
- 学校教育施設のバリアフリーを進めます。

具体的取組

取組名	相談支援体制の充実	担当課	健康づくり課 子育て未来課 福祉課 学校教育課
内容	健診等の機会や相談を通じて、発達障がい等が考えられる子どもの保護者に対し、個々の発達のペースや特性を理解し受け止めことができるよう、きめ細やかな発達相談や支援ができる相談支援体制を整備します。関係課との連携を密にし、処遇を検討する機会を計画的に設けます。また、必要に応じて、適切な療育機関等と連携を図り、早期療育に努めるなど、就学前・就学後におけるきめ細やかな対応だけでなく、青年期・成人期までを意識した相談支援体制づくりに取り組みます。		
取組名	早期療育の推進	担当課	健康づくり課 子育て未来課 福祉課 学校教育課
内容	早期療育が必要な子どもに対し迅速な支援を行うため、幼児健診等の機会をとらえ、母子保健事業と連携し、早期発見・早期支援につなげます。 重度障がいのある子どもへの質の高い保育・教育を保障するため、保育士、教諭などに対する専門研修を行い、職員の資質の向上を図ります。		
取組名	療育の場と発達支援の機会の充実	担当課	福祉課
内容	療育の場や発達支援の機会の確保のため、近隣市町や関係機関、福祉サービス事業所などと連携しながら、障がいのある子どもの育児にかかる切れ目のない相談体制の充実に努めます。		
取組名	共に育つ場の充実	担当課	福祉課 子育て未来課
内容	共に育つ場や機会を確保するため、保育所や幼稚園、認定こども園における障がいのある子どもの受け入れの促進を支援します。		
取組名	特別支援教育の充実	担当課	学校教育課
内容	障がいの種別や発達の状態に応じた教育課程を編成し、個別の教育支援計画・指導計画を作成し、個々に応じた指導・支援を展開します。学級担任や特別支援教育コーディネーターの研修を充実させるとともに、全教職員への特別支援教育に対する理解の促進に努めます。		
取組名	インクルーシブ教育の推進	担当課	学校教育課
内容	インクルーシブ教育システムの構築に向けて、可能な限り、障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育が行える環境を整えます。		

取組名	教職員の指導力の向上	担当課	学校教育課
内容	教職員に対して、特別支援教育基礎講座、専門講座等を開催し、教員の特別支援教育に対する理解を深め、指導力の向上を図ります。		
取組名	相互理解の充実	担当課	学校教育課
内容	保護者や住民などとの交流の機会を設けたり、地域の人々とさまざまな活動を共にすることができる環境を整える等、障がいのある児童生徒と障がいのない生徒児童との相互理解を深めるための支援を推進します。		
取組名	教育施設・設備の改善	担当課	教育総務課
内容	障がいのある子どもが安全で快適に学校生活を送ることができるように、小・中学校の施設や設備について、手すりやスロープの設置等をはじめとしたバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づいた整備・改善に努めます。		
取組名	放課後等デイサービス事業の充実	担当課	福祉課
内容	障がいのある小学生から高校生までの子どもの、学校の帰りや学校休業日、長期休暇における日常生活訓練、居場所づくりのための放課後等デイサービス事業の充実を図ります。		
取組名	切れ目ない相談支援体制の充実	担当課	福祉課 学校教育課
内容	学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援等の障がい福祉サービスを提供する事業所と連携し、ライフステージに沿った支援体制の充実を図ります。		



現状と課題

障がいのある人もない人も、共に地域の中で暮らすことのできる社会をつくっていくためには、障がいのある人の意欲を高めるとともに、地域活動をはじめ、さまざまな社会活動に障がいのある人が参加しやすい環境を整えることが必要です。

障がいのある人の社会参加を促進するうえで、障がいのある人がスポーツやレクリエーション、文化・芸術活動などに参加することは重要であり、それらは生きがいのある人生を送ることにつながります。

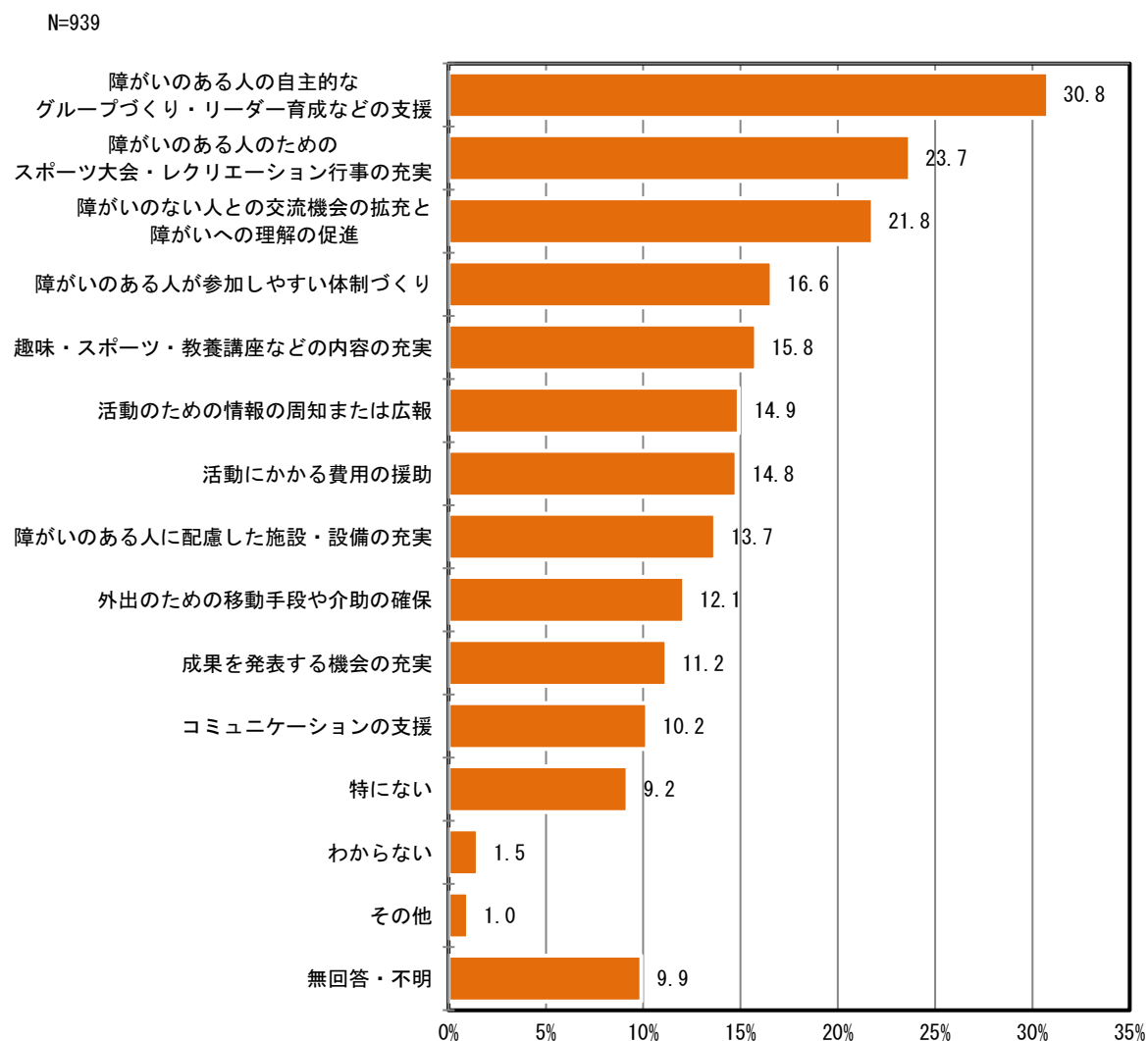
アンケート調査では、障がいのある人の文化・スポーツ活動などをより一層活発にするために必要なことについては、「障がいのある人が参加しやすい体制づくり」(30.8%)、「障がいのある人に配慮した施設・設備の充実」(23.7%)となっています。このように文化活動やスポーツ活動へ参加できる環境づくりが求められています。

障がいのある人が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障がいのある人のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成及び活用の推進等の取組を行い、障がいの有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組むことが必要です。

同様に、障がいのある人が地域において鑑賞、創造、発表等の多様な文化芸術活動に参加することができるよう、施設・設備の整備等を進めるとともに、障がいのある人のニーズに応じた文化芸術活動を支援する人材の養成や確保、相談体制の整備が求められます。

障がいのある人のニーズにあった取組を展開していけるようニーズ把握に努め、障がいの特性に応じた個別支援ができるボランティアの充実や合理的配慮を図り、社会参加の機会を確保する必要があります。

■障がいのある人の文化・スポーツ活動などをより一層活発にするために、どのようなことが必要だと思いますか。



施策の方向性

- 地域で交流できる機会を広げます。
- スポーツ・文化活動に参加できる機会を広げます。
- ボランティアの育成と活動の支援を進めます。

具体的取組

取組名	障がいのある人と地域の相互交流の推進	担当課	福祉課
内容	地域の活動や行事に、障がいの有無にかかわらず誰もが参加できるよう支援を行うとともに、障がい者施設の行事への住民の参加を促すことにより、障がいのある人との相互交流、相互理解の促進を図ります。		
取組名	地域活動に参加しやすい環境の整備	担当課	福祉課
内容	障がいのある人の地域活動への参加を促進するために、障がいに対する理解を深めるとともに、自治会等に意思疎通支援事業等の障がい福祉サービスの周知を図り、障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。		
取組名	生涯学習・文化活動の推進	担当課	福祉課 文化・スポーツ振興課
内容	障がいのある人をはじめ誰もが講演会や美術展など優れた芸術や文化にふれる機会の充実に努めるとともに、会場のバリアフリー化や通訳者の派遣等、障がいのある人が参加しやすい環境の整備に努めます。 生きがいや教養を身につけ社会参加を促進するため、公民館や集会所等、身近な地域における趣味の活動や生涯学習講座を実施することに加え、地域住民と共に創作・創造活動に関わる学習機会の充実に努めます。		
取組名	スポーツ活動の機会の充実	担当課	福祉課 文化・スポーツ振興課
内容	障がいのある人が地域住民とスポーツやレクリエーション活動を通じて交流できるよう、関係機関や団体と連携して障がいスポーツの広報を推進します。障がいのある人が運動競技を通じて体力の保持・増進及び現存機能の向上等を図れるよう、団体等が多様なスポーツ教室を提供できる環境を整えます。		
取組名	障がいのある人やその家族の団体の支援	担当課	福祉課
内容	障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を支援するとともに、住民や事業者などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。		
取組名	ボランティアの育成と活動の支援	担当課	福祉課
内容	障がいのある人の社会参加を促すため、コミュニケーション支援や移動支援などに関わるボランティアの育成やボランティア活動を行っている団体と関係機関と協力しながら支援します。		



施策の柱 (4)生活環境の整備

現状と課題

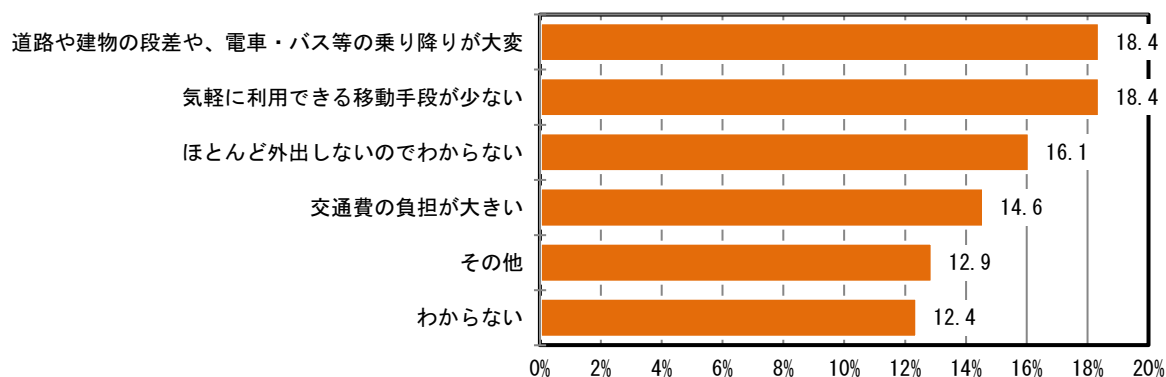
障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境を構築するには、障がいのある人が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がいのある人が移動しやすい環境の整備等が必要となります。

アンケート調査では、外出に関して、どのようなことに不便や困難を感じる人が多いかということについて、「道路や建物の段差や、電車・バス等の乗り降りが大変」「気軽に利用できる移動手段が少ない」(18.4%)が多くなっています。そして、あなたは今後どのように暮らしたいですかということについて、「自宅で家族と暮らしたい」が最も高くなっています。

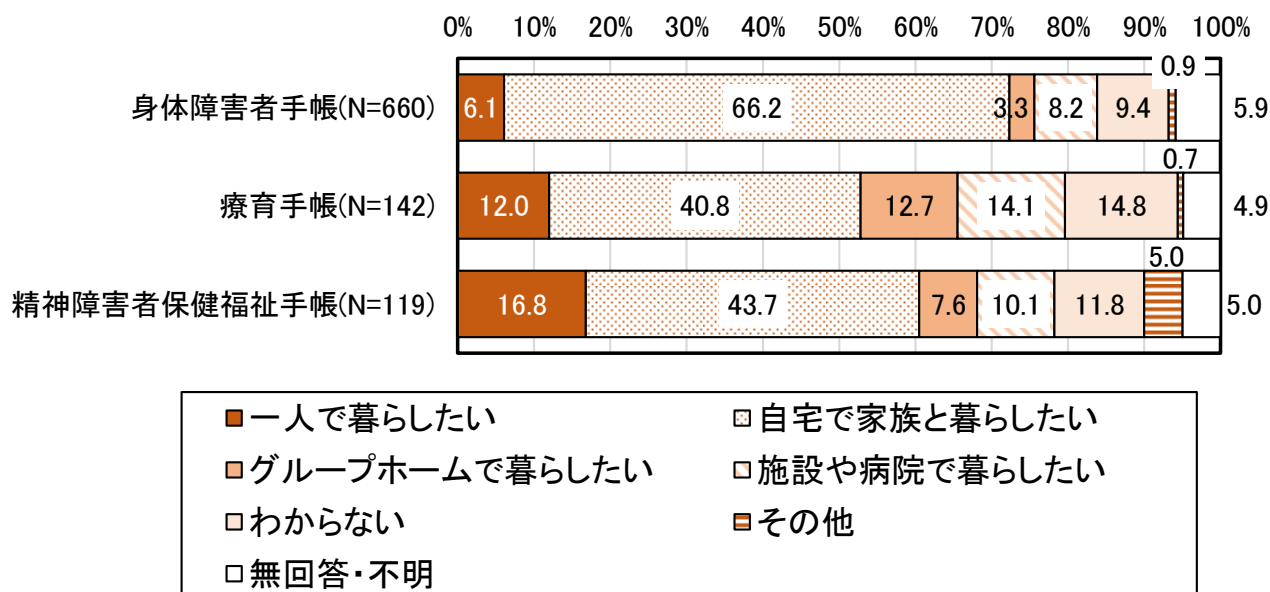
年齢、性別、障がいや疾病の有無に関係なく、すべての人が社会参加し、充実した地域生活を送るためには、公共施設のバリアフリー化をはじめユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進と、移動・交通手段の確保や快適な環境整備が必要です。

■外出に関して、どのようなことに不便や困難を感じる人が多いですか。(上位6位)

N=939



■あなたは今後どのように暮らしたいですか。



施策の方向性

- 人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。
- 誰もが暮らしやすい住宅・住環境の整備を推進します。

具体的取組

取組名	市行政機関の施設の合理的配慮の推進	担当課	全課
内容	市行政機関における事務や事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づき、障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行います。新たな事業に取り組む際、バリアフリースターセンターと協力し、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点から改善点等を協議します。		
取組名	公共施設・公共交通機関のバリアフリー化の推進	担当課	新幹線・まちづくり課
内容	障がいの有無にかかわらず誰にとっても安全で利用しやすいものとなるよう、公共施設や民間施設の建築物のバリアフリー化を推進します。また、道路交通環境や鉄道駅などの公共交通機関のバリアフリー化を推進します。		
取組名	交通マナーの向上	担当課	福祉課
内容	身体障がい者用駐車スペースを確保し、その適切な利用について、広報啓発活動を強化していきます。また、障がいのある人が、援助や支援を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなるようヘルプマークやヘルプカードの普及を推進します。		
取組名	公営住宅の整備・改修	担当課	建設課
内容	公営住宅の整備・改修の際は、バリアフリー化を推進します。		
取組名	住宅のバリアフリー改修の促進	担当課	福祉課 新幹線・まちづくり課
内容	障がいのある人の在宅での生活自立を支援し、居宅の中で行動しやすいよう、相談支援事業所や住宅改修の専門家など、関係機関と連携しながら、障がいに配慮した住宅改修の相談支援と、障がい福祉サービスや介護保険サービスである住宅改修費の支給に関する情報提供のための広報を充実させます。		
取組名	民間賃貸住宅のバリアフリー化の推進	担当課	福祉課 新幹線・まちづくり課
内容	障がいのある人や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を行いやすい環境を整えます。また、日常生活用具の給付や貸与、用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行うことで、障がいのある人の日常生活上の便宜を図ります。		

基本目標3 互いに助け合い、支えあえるまち

施策の柱 (1) 共生社会の実現に向けた取組の推進

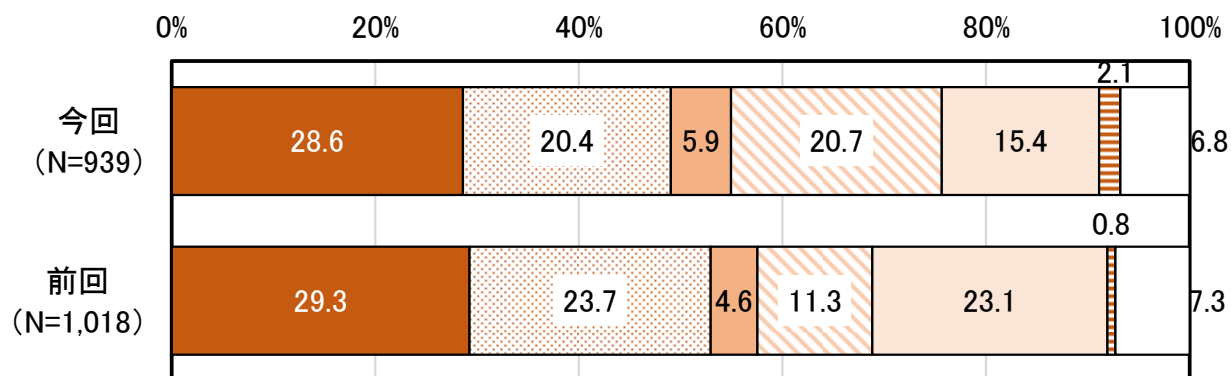
現状と課題

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がいのある人の社会への参加を可能にし、障がいの有無にかかわらず、その能力を伸長し、最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。

アンケート調査では、地域の人たちに支えられているという実感をもっていますかということについて、「支えられていると思う」「どちらかといえば支えられていると思う」を合計すると約5割となっています。また、前回の調査と比較すると、「支えられているとは思わない」が約10ポイント増加しています。

社会的障壁の除去を進めるにあたっては、障がいのある人の参加を確保し、障がいのある人の意見を施策に反映させるとともに、障がいのある人・行政機関・事業者・地域住民といったさまざまな関係者が、障がいのある人と障がいのない人が同じ地域社会で共に暮らし、学び、働く共生社会（インクルーシブな社会）という共通の目標の実現に向け、協力して取組を進めていくことが重要になります。

■ 地域の人たちに支えられているという実感をもっていますか。



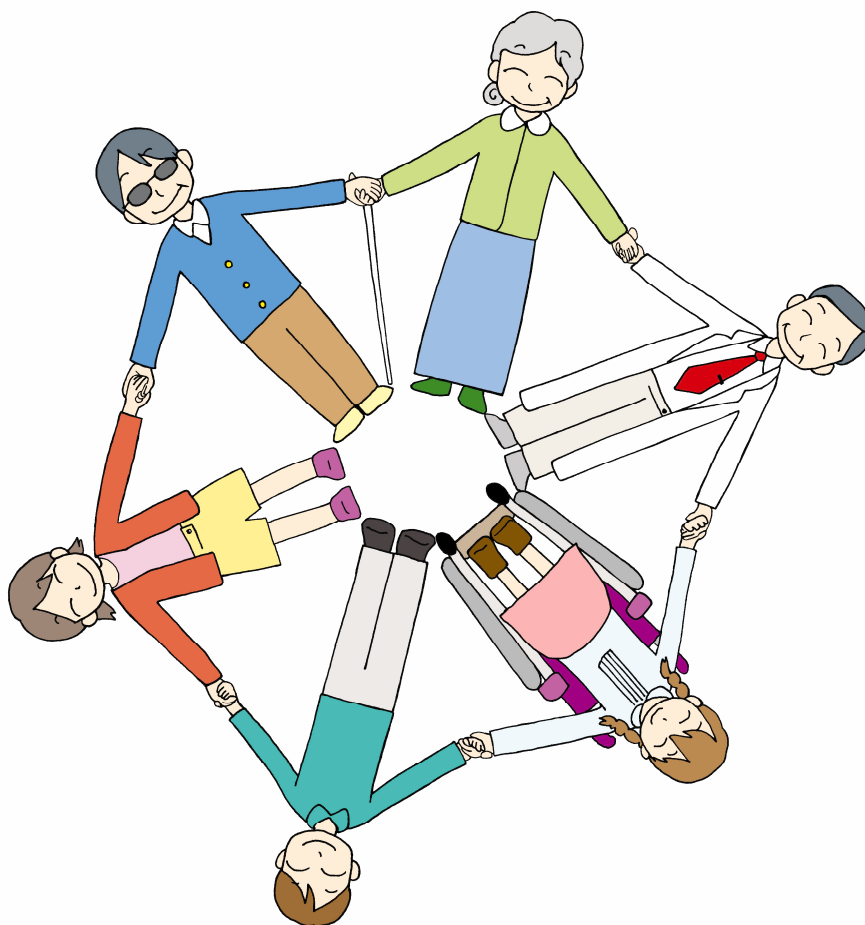
- 支えられていると思う
- ▨ どちらかといえば支えられていると思う
- どちらかといえば支えられているとは思わない
- ▨ 支えられているとは思わない
- わからない
- ▨ その他
- 無回答・不明

施策の方向性

- 地域共生社会の実現に向け、地域で支え合う取組を推進します。

具体的取組

取組名	支え合いネットワークの構築・強化	担当課	福祉課
内容	地域における支え合い・助け合いのネットワークの構築・強化に向けて関係団体を支援するとともに、情報提供や啓発活動を推進します。		
取組名	支え合いネットワークの周知の推進	担当課	福祉課
内容	地域における支え合い・助け合いのネットワーク活動や活動に携わる民生委員・児童委員などの役割について住民に周知し、活動への理解を深めます。		
取組名	連携体制の構築	担当課	福祉課
内容	高齢者や障がいのある人、子育て中の方をはじめとするすべての方が孤立せず安心して暮らせる地域をつくるため、制度の枠組みにとらわれない連携体制を構築します。		



施策の柱 (2)安全・安心対策の推進

現状と課題

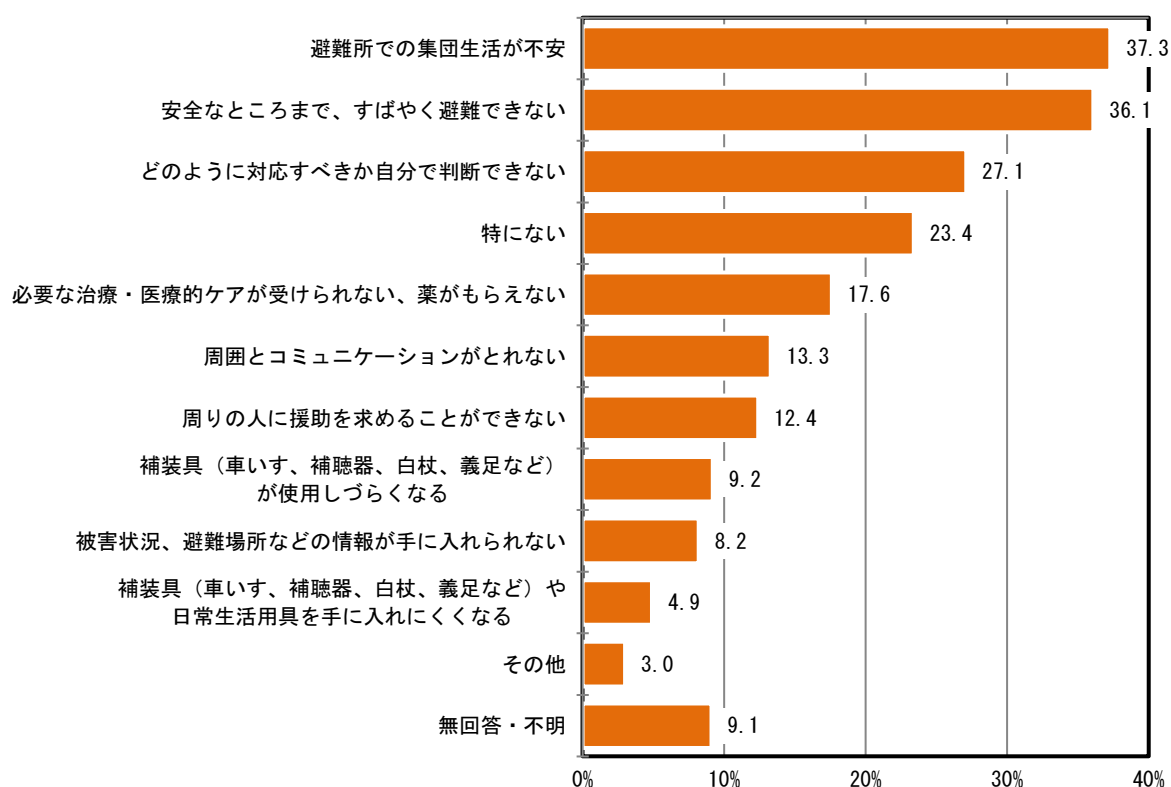
緊急時や災害時の対策・対応や防犯体制の充実は、地域において安全・安心な生活を送るうえで大変重要な問題となっています。また、災害発生時の避難や避難場所等、支援を必要とする人や高齢者等の要配慮者への配慮は大きな課題となっています。

アンケート調査では、火事、台風や地震などが起こったとき、障がいがあることで困ること、心配なことについて、「避難所での集団生活が不安」(37.3%)、「安全なところまで、すばやく避難できない」(36.1%)、「どのように対応すべきか自分で判断できない」(27.1%)の割合が高くなっています。

今後も、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、障がい特性に応じた避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に取り組むことともに、防災・防犯意識の啓発や情報提供等により、安全・安心のまちづくりを推進することが必要です。

■火事、台風や地震などが起こったとき、障がいがあることで困ること、心配なことはありますか。

N=939



施策の方向性

- 防災体制を整備するとともに、災害時における避難行動支援体制を充実させます。
- 防犯のための取組を進めます。

具体的取組

取組名	避難行動要支援者対策の充実	担当課	福祉課 総務・防災課
内容	避難行動要支援者制度を地域へ浸透させていくため、より一層地域や行政内部での連携を図り、名簿の管理・運用について十分周知し、緊急時における安否確認や災害時の避難誘導支援体制の整備に努めます。 自主防災組織の結成を支援し、各組織の連携を図ることにより、避難しやすい体制を構築します。		
取組名	災害時の通報・情報提供システムの強化	担当課	福祉課 総務・防災課
内容	災害時に迅速かつ的確な情報提供を行うため、既存の媒体の活用を基盤としながら、効果的・効率的な伝達手段の検討・確保に努めます。 電話やファックス、インターネットや電子メール、防災無線、Net119 緊急通報システムなどを活用し、障がいの特性に応じた伝達方法を用いて情報提供を行います。		
取組名	防災意識の普及啓発	担当課	総務・防災課
内容	市民の災害に対する意識や対応能力の向上を図るため、地域自主防災組織づくりと併せて、地域の関係団体等との連携のもと、防災訓練を実施し、市民の参加を促進します。		
取組名	福祉避難所の整備・環境の充実	担当課	福祉課 総務・防災課
内容	避難所等のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障がいのある人が必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう体制を整えます。また、避難行動要支援者の受入体制確保のため、福祉関連施設と災害時協定を締結するとともに、備蓄物資の整備を行います。		
取組名	防犯意識の普及啓発	担当課	福祉課 総務・防災課
内容	障がいのある人やその家族等が防犯についての意識を高めるとともに、防犯知識を身につけられるように、広報や地域での学習活動の中で普及を図ります。		
取組名	安全運転の啓発	担当課	福祉課 総務・防災課
内容	関係機関との連携を図り、運転手に対して車いすの障がいのある人等に対する配慮など、安全運転の啓発を進めます。		
取組名	福祉施設等の防災・防犯対策の促進	担当課	福祉課 総務・防災課
内容	障がいのある人が通所・入所する施設等に対して、関連法令等に基づく防災・防犯対策等を講じるよう要請・指導していくとともに、避難訓練の指導等の支援に努めます。		

基本目標4 多様性が尊重され個々の尊厳が守られるまち

施策の柱 (1)理解の促進と差別解消の推進

現状と課題

障がいのある人もない人も、共に理解し合い、支え合い、高め合う共生社会を築くためには、障がいの有無に関係なく、差別や偏見にとらわれない自由な生き方ができる社会の実現が求められます。

障がいを理由とする不平等な扱いや不合理な差別・偏見を受けることで日常生活や社会生活に制約が生じることは、「基本的人権」に関わる非常に重要な問題です。「障害者差別解消法」の理念に基づき、「差別の禁止」については障がいのある人だけでなく、すべての市民に関わる問題として認識し、差別解消に向けた取組を進めていく必要があります。

障がいのある人もない人も共に生活し活躍できる地域共生社会の実現には、誰もが障がいに関する正しい知識を持ち、障がいのある人への理解を深めることが重要です。そのために、あらゆる差別や偏見をなくし、社会のあらゆる場面で障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進していく必要があります。

本市では引き続き、障がいへの正しい理解促進に努めることで、障がいの有無にかかわらず地域で暮らす一人ひとりが社会の構成員として共に生き、互いが個人として尊重し合あえる地域共生社会の実現に向けた取組を行います。

施策の方向性

- 障がいを理由とするあらゆる差別を解消します。
- 障がいや障がいのある人に対する理解を深める取組を進めます。

具体的取組

取組名	障がいを理由とする差別解消の推進	担当課	福祉課
内容	「障害者差別解消法」について、市広報等により周知を図ります。障がいを理由とする、あらゆる差別を解消する取組を推進します。		
取組名	人権意識の高揚に関する取組の推進	担当課	福祉課 文化・スポーツ振興課
内容	人権に関する市民講座などを通じ、市民に対して、人権理念の普及と意識の高揚を図ります。企業においても障がいに対する理解の促進や偏見をなくすために、各種研修会の参加や企業内の研修会の実施について啓発を推進します。		
取組名	学校における福祉教育の推進	担当課	福祉課 学校教育課
内容	幼少のときから障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう、児童生徒との交流を進め、経験に基づいた福祉教育を推進します。		
取組名	障がい者差別解消のための啓発事業の実施・支援	担当課	福祉課
内容	市ホームページや広報紙、有線放送、出前講座、研修会等を通じた啓発・広報活動を引き続き実施します。		
取組名	ヘルプカードの普及促進	担当課	福祉課
内容	援助が必要とする障がいのある人等がいざという時に必要な支援や配慮が得られるよう必要な方へ配布するとともに、市民・事業者等に対して、認知度の向上のための周知啓発を推進します。		
取組名	発達障がいや精神障がい、内部障がい等に関する理解促進	担当課	福祉課
内容	発達障がいや精神障がい、高次脳機能障がい、内部障がい、難病など、外見からわかりにくく、理解がなかなか深まらない障がいについて、積極的に啓発・広報を推進します。		



施策の柱 (2)人権や権利を擁護するための仕組みづくり

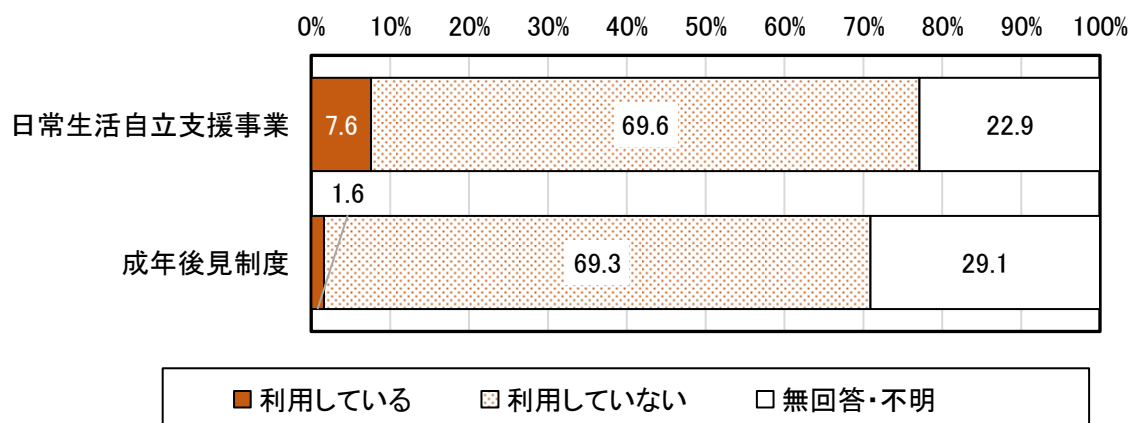
現状と課題

国においては、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」や「成年後見制度利用促進法」等さまざまな法律が整備され、障がい者の権利を擁護する体制が整いつつあります。

アンケート結果では、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用について、それぞれ利用していない割合が約7割となっており、障がいのある人に対する権利擁護の推進の充実が求められます。判断能力が不十分な障がいのある人等に対して、本人の意思をできる限り尊重しながら、安全・安心な暮らしができるよう、各種制度の周知と利用の促進を図ることが重要です。

虐待については、「障害者虐待防止法」に関する積極的な広報・啓発活動を推進し、障がい者虐待の防止に努めるとともに、介護や介助を行う人の負担の軽減や、困りごとや相談支援にも取り組みます。

■現在、日常生活自立支援事業や成年後見制度を利用されていますか



施策の方向性

- 障がいのある人の権利擁護に努めます。
- 障がいのある人への虐待防止に努めます。

具体的取組

取組名	成年後見制度の利用支援	担当課	福祉課
内容	自らの意思を決定することが困難な障がいのある人が、日常生活や社会生活に関して、可能な限り本人が自らのあり方を選択できるよう意思決定支援を行うとともに、「藤津鹿島地区成年後見センター」と連携し、成年後見制度の周知を図り、適切な制度の利用を促進します。また、後見業務を担う人材の育成を図ります。		
取組名	日常生活自立支援事業の周知	担当課	福祉課
内容	社会福祉協議会が行う知的障がい者及び精神障がい者を対象とした権利擁護の相談や金銭管理サービス等の諸制度について周知を図り、障がいのある人の権利擁護を推進します。		
取組名	虐待防止に向けた取組の推進	担当課	福祉課
内容	障がい者虐待防止センターを中心に、障がいのある人への虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応、適切な支援を行います。そのために、障がい者虐待防止センターの周知を進めます。		
取組名	相談支援体制の充実	担当課	福祉課
内容	障がいのある人や子どもが、個々の状況に合わせた適切な相談支援を受けられる体制を充実させます。また、障がいのある人の人権や権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、人権相談や法律相談などの相談支援体制を充実させます。		
取組名	苦情や問題解決に向けた取組の充実	担当課	福祉課
内容	障がいのある人のサービス利用に関する苦情等について、福祉サービス苦情解決委員会と連携を図り、苦情や問題解決に向けた取組を充実させます。併せて、福祉サービス苦情解決相談窓口、福祉サービス苦情解決委員会の周知を推進します。		

第5章 計画の推進のために

第1節 庁内ならびに関係機関との連携強化

障がいのある人や障がいのある子どもに関する施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、広範囲にわたっていることから、福祉課をはじめとし、幅広い分野における関係各課との連携をとりながら、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。さらに、幅広い分野における関係機関との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を進めます。

第2節 国や県、近隣市町との連携強化

計画の推進にあたっては、今後の制度の改正なども重要となるため、国や県からの情報を収集しながら、制度の改正などの変化を踏まえて施策を展開していきます。さらに、計画を適切に推進し、目標を達成するために、国や県の補助制度などを活用するなど、必要な財源の確保に努めるとともに、適切な利用者負担制度など、障がいのある人に対する施策の一層の充実に向けて国や県への要望を行います。

また、市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものについては、近隣市町との連携や情報交換を行い、適切な対応に努めます。

第3節 さまざまな組織・団体との協働体制強化

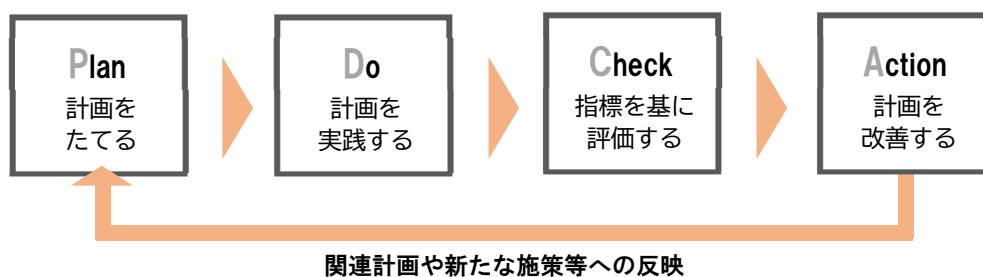
障がいのある人やその家族の団体、地域活動や地域福祉活動を担う組織、障がい福祉サービス事業所、社会福祉協議会、保健・医療関係機関、教育関係機関、就労支援機関など、さまざまな組織・団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

第4節 広報・啓発活動の推進

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限が社会のあり方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮などへの住民、ひいては社会全体の理解が大変重要です。行政はもとより、障がいのある人やその家族の団体、社会福祉協議会、障がい福祉サービス事業所などが連携し、さまざまな機会をとらえて啓発活動を行い、地域社会における「心のバリアフリー」の実現を進めます。

第5節 進捗状況の管理

計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。計画期間中に障がい者施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は計画の見直しを行い、「PDCAサイクル」のプロセスを踏まえた計画の進行に努めます。



1. 嬉野市障がい者計画策定審議会条例

○嬉野市障がい者計画策定審議会条例

平成25年3月26日

条例第30号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第4項の規定に基づき、嬉野市障がい者計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な調査審議を行うため、嬉野市障がい者計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 計画に関し、法第11条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
- (2) 障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
- (3) 障がい者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 障がい者福祉関係団体に所属する者
- (2) 地域で障がい者支援をする団体に所属する者
- (3) 障がい者福祉関連の業務に従事する者
- (4) 識見を有する者
- (5) 障がい者福祉に関係する行政機関の職員
- (6) 部長の職にある市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱又は任命後の最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者を会議に出席させ、説明を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2. 嬉野市障がい者計画策定審議会委員名簿

	職名	氏 名 (敬称略)	選出母体・役職	備考
1	委員	中山 逸男	嬉野市身体障害者 福祉協会会長	障害者支援を行う地域の団体に所属 するもの
2	委員	古川 信子	社会福祉法人 このめ会 理事長	障害者福祉団体に所属するもの
3	委員	福田 まゆみ	嬉野市 手をつなぐ育成会会長	障害者支援を行う地域の団体に所属 するもの
4	委員	稲富 泰明	第一たちばな学園 総務課長	障害者福祉団体に所属するもの
5	委員	織田 智海	社会福祉法人 ルンビニ福祉会 理事長	識見を有するもの
6	委員	小池 和彦	市民福祉部長	部長の職にある市職員

3. 計画策定の経緯

日 付	内 容
令和4年12月21日	嬉野市障がい者福祉計画 第1回策定審議会
令和5年1月11日～ 令和5年2月13日	第4次嬉野市障がい者福祉計画に係るアンケート調査の実施
令和5年2月～3月	第4次嬉野市障がい者福祉計画策定に係る団体ヒアリング調査
令和5年5月19日	嬉野市障がい者福祉計画 第2回策定審議会
令和5年8月17日	嬉野市障がい者福祉計画 第3回策定審議会
令和5年9月11日～ 令和5年10月10日	パブリックコメント
令和5年11月20日	嬉野市障がい者福祉計画 第4回策定審議会

4. 用語解説集

あ行

アクセシビリティ

年齢的・身体的条件にかかわらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

意思決定支援

特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動。

意思疎通支援

障がいのある人と障がいのない人の意思疎通を支援するため、意思疎通の支援を行う者の派遣や養成などを行う制度。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

インクルーシブ教育

障がいのある人とない人が共に学ぶこと。障がいのある人が一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされる。

嬉野市障がい者生活者向上委員会

障がいのある人が、将来にわたり地域において安全で安心な生活ができるような仕組みを総合的に構築するため、また障がいのある人が、日常抱えている既存の制度では解決できない問題を調査するとともに、その問題解決のための事業を検討し、及び推進する組織。

か行

権利擁護

自己の権利や援助のニーズ等を表明することの困難な障がいのある人に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ等の獲得を行うこと。

合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活等を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読み上げ等による意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、適度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

さ行

就労支援コーディネーター

就労意欲がありながら就職が困難な人に対して、個別対応等により、雇用・就労への実現に向けて誘導していく人のこと。

障害者差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）

すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定。令和 6 年 4 月 1 日から「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者による障がいのある方への「合理的配慮の提供」が義務化されている。

自立支援協議会

障がいのある人、ない人が共に暮らせる地域をつくるため、障がい福祉にかかる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議。

機能としては、①相談支援事業の運営評価、②困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築などが挙げられる。

成年後見制度

判断能力に不安のある成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護するための制度。各人の多様な判断能力及び保護の必要性の程度に応じた柔軟かつ弾力的な措置を可能とする補助・保佐・後見の制度がある。

た行

地域移行

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神に障がいのある人を地域における生活に移行するための支援。

地域生活支援事業

障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況等に応じ、市町村、都道府県が柔軟な形態により計画的に実施する事業。

地域包括ケアシステム

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取組であるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障がいのある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を持続できるよう、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「予防・保健」「生活支援・福祉サービス」「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

地域包括支援センター

高齢者一人ひとりの介護予防サービスを適切に確保し、予防対策を図るとともに、要介護状態となった場合も支援できる中核機関。本市では、高齢者だけでなく、障がいや児童の相談等にも応じ、適切な担当課に付いている。

特別支援学級

障がいのある児童・生徒に学習や生活上の課題を踏まえた教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

特別支援学校

障がいにより学習や生活上の困難がある子どもに、手厚くきめ細やかな教育を行うために設置されている学校。

特別支援教育

障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育ニーズに沿った適切な指導や支援を行う学校教育の制度。

特別支援教育コーディネーター

各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。

な行

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

は行

発達障がい

アスペルガー症候群をはじめとした広汎性発達障がい、学習症(LD)、注意欠陥多動症(ADHD)、自閉スペクトラム症(ASD)その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障がいのある人等が日常生活や社会生活等を営むうえでのさまざまな障壁(バリア)となるものを取り除くこと。

避難行動要支援者

高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊婦など配慮が必要な人のうち、災害等が発生、発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難な支援の必要がある人。

福祉的就労

障がいのため、働く機会が得られない障がいのある人の「働く権利」を保障する場。障がい福祉サービス事業所などを指すことが多い。

福祉避難所

災害時に、高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする被災者で、介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の人を対象とした避難所。

ヘルプマーク

義足や人工関節等を使用している方、内部障がいや難病等の方、または妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮等を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク。

法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定められている官公庁や事業所等が雇用すべく義務づけられた障がいのある人の雇用割合。

ま行

耳マーク

中途失聴・難聴者等で手話を使えない人にとって、筆談はコミュニケーションをとる最も有効な手段であることから、聴覚に障がいのあることを相手に理解してもらい筆談しやすくすることを目的に、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会で考案されたシンボルマーク。

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づいて市町の区域に設置され、地域住民の相談に応じ必要な支援を行う。任期は3年で、職務は①地域住民の生活実態の把握、②援助を必要とする者への相談・助言、③社会福祉施設への連絡と協力、④行政機関への業務の協力などである。また、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

や行

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが等しく使いやすいように配慮したまちづくりやものづくり、情報やサービス等の提供を進め、誰もが生活しやすい社会環境をつくっていくという考え方。

ら行

ライフステージ

人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階。

リハビリテーション

障がいのある人の身体・精神を社会環境に適応するため訓練を行うことだけでなく、障がいのある人の周囲の環境や社会等を変えることで、再び社会参加できることを保障しようとする考え方。

第 4 次嬉野市障がい者福祉計画

編集・発行：嬉野市役所 市民福祉部 福祉課

〒843-0392

佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地

TEL:0954-42-3306

FAX:0954-43-1157
